

# しょう しゃふくし ばん 障がい者福祉のあんない版

れいわ ねん がつげんざい  
《令和4年4月現在》

なんたんし  
南丹市マスコットキャラクター



なんたんし ふくしほけんぶ しゃかいふくし か  
南丹市福祉保健部社会福祉課

〒622-8651 きょうと ふ なんたんし その べ ちやう こざくらまち ばんち  
京都府南丹市園部町小桜町47番地

でん わ  
電話 0771-68-0007

F A X 0771-68-1166

メール [s-fukushi@city.nantan.lg.jp](mailto:s-fukushi@city.nantan.lg.jp)

## この冊子をご利用される方へ

- この冊子の掲載情報は令和4年4月1日現在のものです、掲載情報から制度内容などが変わること  
もあります。また、内容を簡潔に表現しているところもありますので、詳しくは担当窓口にお問  
い合わせください。
- この冊子では、南丹市が実施する制度に限らず、障がいのある方の生活に役立つ情報を集めて  
掲載しています。このため、担当窓口が南丹市以外の場合があります。
- この冊子の電子データは、南丹市ホームページからダウンロードできます。  
⇒南丹市ホームページ <http://www.city.nantan.kyoto.jp>
- 目の不自由な方には、拡大版や音声版（CD）も用意できますので、必要な方は社会福祉課にご  
連絡ください。ただし、音声版（CD）については、お渡しできるまでに日数がかかる場合があり  
ます。

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
目次 (制度対象者早見表)

せいど 制度	せいど 制度の概要		しょうがいしゃてちょう 障害者手帳			そうだん 相談の支援					
	しょうがいじつしゅう 障害種別・ 等級など	しょうがいじつしゅう 障害種別・ 等級など	しょうがいしゃてちょう 障害者手帳	りょういくてちょう 療育手帳	せいしんしょうがいしゃ 精神障害者保健福祉 手帳	そうだんまどぐち 相談窓口	けいかくそうだん 計画相談支援	こうしえん 行支援 (地域相 談支 援)	ちやくしえん 地域相 談支 援 (地 域 移 着 支 援)	ちやくしえん 地域相 談支 援 (地 域 定 着 支 援)	しょうがいじ 障害児 相談支 援
ページ	1	4	5	10	11	12	16	17	18	19	
しょうがいしゃてちょう 障害者手帳	しかく 視覚	1	○	○	○		○	○	○	○	○
		2	○	○	○		○	○	○	○	○
		3	○	○	○		○	○	○	○	○
		4	○	○	○		○	○	○	○	○
		5	○	○	○		○	○	○	○	○
		6	○	○	○		○	○	○	○	○
	ちようかく 聴覚・ へいこうき 平衡機能	2	○	○	○		○	○	○	○	○
		3	○	○	○		○	○	○	○	○
		4	○	○	○		○	○	○	○	○
		5	○	○	○		○	○	○	○	○
		6	○	○	○		○	○	○	○	○
		6	○	○	○		○	○	○	○	○
	おんせい 音声・言語 そしやく 機能	3	○	○	○		○	○	○	○	○
		4	○	○	○		○	○	○	○	○
	したいふじゆう 肢体不自由	1	○	○	○		○	○	○	○	○
		2	○	○	○		○	○	○	○	○
		3	○	○	○		○	○	○	○	○
		4	○	○	○		○	○	○	○	○
		5	○	○	○		○	○	○	○	○
		6	○	○	○		○	○	○	○	○
	ないぶ 内部機能	1	○	○	○		○	○	○	○	○
		2	○	○	○		○	○	○	○	○
		3	○	○	○		○	○	○	○	○
		4	○	○	○		○	○	○	○	○
りょういくてちょう 療育手帳 (知的障害)	A	○	○		○		○	○	○	○	
	B	○	○		○		○	○	○	○	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者保 健福祉手帳	1	○	○		○	○	○	○	○	○	
	2	○	○		○	○	○	○	○	○	
	3	○	○		○	○	○	○	○	○	
なんびよう 難病		○	○			○	○	○	○	○	
その他		○	○			○	○	○	○	○	

○ : 該当 (○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。)

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
**目次（制度対象者早見表）**

せいど 制度	ざいたくせいかつ しえん 在宅生活の支援					いどう しえん 移動の支援					
	きょくかいご 居宅介護	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	えん 援 重度障害者等包括支	せいかつ 生活サポート事業	ぎやう 業 訪問入浴サービス事	どうごうえんご 同行援護	こうどうえんご 行動援護	ぎやう 業 ガイドヘルパー派遣事	どうしえんじぎやう 動支事業	じゅうどちやうふくしょうがいしやとうい 重度重複障害者等移	
しょうがいしゅべつ 障害種別・ とうきゆう 等級など	ページ	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
しょうがいしゅべつ 障害種別・ とうきゆう 等級など	しかく 視覚	1	○	○		○	○	○		○	○
		2	○	○		○	○	○		○	○
		3	○	○		○		○			
		4	○	○		○		○			
		5	○	○		○		○			
		6	○	○		○		○			
	ちやうかく 聴覚・ へいこうきのう 平衡機能	2	○	○		○	○			○	
		3	○	○		○					
		4	○	○		○					
		5	○	○		○					
		6	○	○		○					
	おんせい げんご 音声・言語 そしやく機	3	○	○		○					
		4	○	○		○					
	したいふじゆう 肢体不自由	1	○	○	○	○	○			○	○
		2	○	○	○	○	○			○	○
		3	○	○	○	○					
		4	○	○	○	○					
		5	○	○	○	○					
		6	○	○	○	○					
	ないぶきのう 内部機能	1	○	○		○	○			○	
		2	○	○		○	○			○	
		3	○	○		○					
		4	○	○		○					
りょういくてちやう 療育手帳 ちてきしょうがい (知的障害)	A	○	○	○	○			○	○	○	
	B	○	○	○	○			○	○		
せいしんしょうがいしやほ 精神障害者保 けんふくしてちやう 健福祉手帳	1	○	○	○	○			○	○	○	
	2	○	○	○	○			○	○		
	3	○	○	○	○			○	○		
なんびやう 難病		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○：該当（○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。）

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
目次 (制度対象者早見表)

せいど 制度		にっちゅうかつどう しえん 日中活動の支援										
		せいかつかいご 生活介護	じりつくんれん 自立訓練	しゅうりゅういこうしえん 就労移行支援	しゅうりゅうけいぞくしえん 就労継続支援(A型) がた	しゅうりゅうけいぞくしえん 就労継続支援(B型) がた	しゅうりゅうていちゃくしえん 就労定着支援	りょうようかいご 療養介護	たんきにゅうしょ 短期入所	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	グループワーク	
しょうがいしゅべつ 障害種別・ とうきゅう 等級など		ページ	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちよう	しかく 視覚	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ちようかく 聴覚・ へいこうきのう 平衡機能	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	おんせい げんご 音声・言語 そしやく機	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	したいふじゆう 肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ないぶきのう 内部機能	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
りょういくてちよう 療育手帳 ちてきしょうがい (知的障害)	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
せいしんしょうがいしゃほ 精神障害者保 けんふくしてちよう 健福祉手帳	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
なんびよう 難病		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○ : 該当 (○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。)

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
目次 (制度対象者早見表)

しょうがいしゅべつ 障害種別・ 等級など	せいど 制度	きょじゅうしえん 居住の支援					じどうしえん 児童の支援						
		ほうもんせいがかいごじぎょう 訪問生活介護事業	にちちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	とくべつじぎょう 特別事業	じゅうどしやとうしゅうろうしえん 重度障害者等就労支援	きょうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループ ホーム)	しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じりつせいにかつえんじよ 自立生活援助	じどうはつたつしえん 児童発達支援	いりようがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達 支援	ほいくしやとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほうかごとう 放課後等 デイサービス
ページ		39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
身体障害者手帳	しかく 視覚	1	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		3	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		4	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		5	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		6	○	○	○	○		○	○		○	○	○
	ちやうかく 聴覚・ へいこうきのう 平衡機能	2	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		3	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		4	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		5	○	○	○	○		○	○		○	○	○
	おんせいげんご 音声・言語 そしゃく機	3	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		4	○	○	○	○		○	○		○	○	○
	したいふじ 肢体不自 由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ないぶきのう 内部機能	1	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		3	○	○	○	○		○	○		○	○	○
		4	○	○	○	○		○	○		○	○	○
	りょういくてちやう 療育手帳 (知的障害)	A	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
		B	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者保 健福祉手帳	1	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
なんびやう 難病		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
た その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○ : 該当 (○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。)

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
**目次 (制度対象者早見表)**

しょうがいしゅべつ 障害種別・ 等級など	せいど 制度	ようぐ しきゅう 用具の支給など				いりょうひ しきゅう 医療費の支給など			いしそつう しえん 意思疎通の支援			
		1 子育て発達支援セン タ	補 装具費支 給事業	業 日常生活用具給付事 業	援 事業 軽・中等 度難聴児支 援事業	聴 覚障 害者等通 信支 援事業	福 祉医 療費支 給事業	康 管 理事 業	自 立支 援医 療事 業	者 派 遣事 業	手 話通 訳者・ 要約 筆記	奉 仕員 養成 研修 事業
ページ		50	51	53	56	57	58	59	60	62	63	
身体障 害者手 帳	しかく 視覚	1	○	○	○		○	○	○			
		2	○	○	○			○	○	○		
		3	○	○	○			○	○	○		
		4	○	○	○			○	○	○		
		5	○	○	○					○		
		6	○	○	○					○		
	ちようかく 聴覚・ へいこう 平衡機能	2	○	○	○		○	○	○	○	○	
		3	○	○	○			○	○	○	○	
		4	○	○	○			○	○	○	○	
		5	○	○	○					○	○	
		6	○	○	○					○	○	
	おんせい 音声・言 語 そしやく 機能	3	○	○	○		○	○	○	○	○	
		4	○	○	○			○	○	○	○	
	したいふ じゆう 肢体不 自由	1	○	○	○			○	○	○		
		2	○	○	○			○	○	○		
		3	○	○	○			○	○	○		
		4	○	○	○			○	○	○		
		5	○	○	○					○		
		6	○	○	○					○		
	ないぶ きのう 内部機能	1	○	○	○			○	○	○		
		2	○	○	○			○	○	○		
		3	○	○	○			○	○	○		
		4	○	○	○			○	○	○		
りょういく てちよう 療育手 帳 (知的障 害)	A	○		○			○	○				
	B	○		○			○	○				
せいしん しょうがい しゃほ 精神障 害者保 健福祉 手帳	1	○					○	○	○			
	2	○					○	○	○			
	3	○					○	○	○			
なんび ょう 難病		○	○	○								
その他		○			○			○	○	○		

○：該当 (○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。)

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
目次（制度対象者早見表）

せいど 制度	こうつうりょうぎん じよせい 交通料金の助成など					こうつうりょうぎん わりびき 交通料金の割引など					
	ふくし 福祉 タクシー等 事業	ほじょきん 補助金 事業	せいじぎょう 成事業	じどうしやうんてんめんきしゆとくじよ 自動車運転免許取得 助成事業	じどうしやかいぞうじよせい 自動車改造助成 事業	てつどう 鉄道・路線 バス・タクシ ー・航空	せいど 制度	ゆうりょうどろ 有料道路障 害者割引	しえい 市営自転 車等駐車 場	ひょうしやう 標章	おもいやり 用証 駐車禁止 除外指定 車
ページ	64	66	67	68	69	71	72	73	74		
しょうがいしゆべつ 障害種別・ 等級など	しかく 視覚	1	○	○			○	○	○	○	○
		2	○	○			○	○	○	○	○
		3		○			○	○	○	○	○
		4		○			○	○	○	○	○
		5		○			○	○	○	○	○
		6		○			○	○	○	○	○
	ちやうかく 聴覚・ へいこうきのう 平衡機能	2		○	○		○	○	○	○	○
		3		○	○		○	○	○	○	○
		4		○	○		○	○	○	○	○
		5		○	○		○	○	○	○	○
		6		○	○		○	○	○	○	○
		6		○	○		○	○	○	○	○
	おんせい げんご 音声・言語 そしやく機	3		○	○		○	○	○	○	○
		4		○	○		○	○	○	○	○
	したいふじゆう 肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○	○	○	○	○
		5		○	○	○	○	○	○	○	○
		6		○	○	○	○	○	○	○	○
	ないぶきのう 内部機能	1	○	○	○		○	○	○	○	○
		2		○	○		○	○	○	○	○
		3	○	○	○		○	○	○	○	○
		4		○	○		○	○	○	○	○
りょういくてちやう 療育手帳 ちてきしょうがい (知的障害)	A	○	○			○	○	○	○	○	
	B		○			○		○		○	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者保 けんふくしてちやう 健福祉手帳	1	○	○			○		○	○	○	
	2		○			○		○		○	
	3		○			○		○		○	
なんびやう 難病			○							○	
その他			○							○	

○：該当（○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。）



もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
**目次（制度対象者早見表）**

せいど 制度		てあて ねんきん きょうさい 手当・年金・共済など											
		とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	じどうふようてあて 児童扶養手当	かいごしゃげいきん 介護者激励金	ざいたくじゆうどしんたいしょうがいしゃ 在宅重度身体障害者 年金	みせいねんしんしょうがいしゃねん 未成年心身障害者年 金	しょうがいきそねんきん こくみんねん 障害基礎年金（国民年 金）	ねんきんせいかつしゃしえんきゆうふきん 年金生活者支援給付金	せいど 制度	しんしんしょうがいしゃふようきょうさい 心身障害者扶養共済 せいど ほじょきんじぎょう 制度補助金事業	しんしんしょうがいしゃふようきょうさい 心身障害者扶養共済 せいど 制度
ページ		75	77	78	79	80	81	82	84	85	86		
しょうがいしゅべつ 障害種別・ とうきゆう 等級など	かく 視覚	1	○	○	○	○		○			○	○	
		2	○	○	○	○		○			○	○	
		3			○							○	○
		4			○								
		5											
		6											
	ちようかく 聴覚・ へいこうきのう 平衡機能	2	○	○	○	○		○			○	○	
		3			○						○	○	
		4			○								
		5											
		6											
		6											
	おんせい げんご 音声・言語 そしやく機	3			○	○					○	○	
		4											
	したいふじゆう 肢体不自由	1	○	○	○	○		○			○	○	
		2	○	○	○	○		○			○	○	
		3	○		○	○					○	○	
		4			○								
		5											
		6											
	ないがきのう 内部機能	1	○	○	○	○		○			○	○	
		2	○		○	○		○			○	○	
		3	○		○						○	○	
		4											
りょういくてちよう 療育手帳 ちてきしょうがい (知的障害)	A	○	○	○	○		○			○	○		
	B			○						○	○		
せいしんしょうがいしゃほ 精神障害者保 けんふくしてちよう 健福祉手帳	1	○	○	○			○			○	○		
	2						○			○	○		
	3									○	○		
なんびよう 難病		○	○	○			○			○	○		
た その他		○	○	○			○			○	○		

こくみんねんきんほう  
国民年金法の障害等級表による

こくみんねんきんほう  
国民年金法の障害等級表による

○：該当（○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。）

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
目次（制度対象者早見表）

しょうがいしゅべつ 障害種別・ 等級など	せいど 制度	ぜいきん げんめん 税金の減免など				つうしんりょうきん わりびき 通信料金の割引など					
		じゅうみんせい 住民税・ 所得税	けいじどうしゃぜい 軽自動車税（環境性能 割・種別割） わりしゅべつわり 割・種別割）	じどうしゃぜい 自動車税（環境性能 割・種別割） わりしゅべつわり 割・種別割）	そうぞくぜい 相続税・ 贈与税	そのた 他の税金	でんわばんごうあんないりょうきん 電話番号案内料金	けいたいでんわりりょうきん 携帯電話料金	りょう ル料	ふくしやうでんわき 福祉用電話機器レ ンタ	NHKほうそうじゅしんりょう NHK放送受信料
ページ		87	88	90	91	92	92	92	93	94	
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者手帳	しかく 視覚	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ちやうかく 聴覚・ へいこうき 平衡機能	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	おんせい げんご 音声・言語 そしやく機	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	したいふじゆう 肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ないがきのう 内部機能	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
りょういくてちやう 療育手帳 ちてきしょうがい (知的障害)	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
せいしんしょうがいしゃほ 精神障害者保 けんふくしてちやう 健福祉手帳	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
なんびやう 難病				○	○			○		○	
そのた		○	○	○	○	○		○		○	

○：該当（○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。）

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
**目次（制度対象者早見表）**

しょうがいしゅべつ 障害種別・ 等級など	せいど 制度	さいがいじ きんきゅうじ たいおう 災害時・緊急時の対応など						けんりようご 権利擁護など		資金	
		帳 災害時 要配慮者 支援台 帳	福祉 避難所	防災 行政無 線	ケー ブルテ レビ	メー ル配 信サ ービ ス	ム あん しん 見守 りシ ステ ム	119 番FAX ・メ ール ・イン ター ネッ ト通 報	事業 福祉 サー ビス 利用 援助	成年 後見 制度	くらし の資 金
ページ		95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
身体 障害者 手帳	しかく 視覚	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○	○	○	○	○
		5		○	○	○	○	○	○	○	○
		6		○	○	○	○	○	○	○	○
	ちょうかく 聴覚・ へいこう きこう 平衡機能	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○	○	○	○	○
		5		○	○	○	○	○	○	○	○
		6		○	○	○	○	○	○	○	○
		6		○	○	○	○	○	○	○	○
	おんせい 音声・ げんご 言語 そしやく 機	3		○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○	○	○	○	○
	したいふ じゆう 肢体不 自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○	○	○	○	○	○	○
		4		○	○	○	○	○	○	○	○
		5		○	○	○	○	○	○	○	○
		6		○	○	○	○	○	○	○	○
ないぶ きこう 内部機能	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3		○	○	○	○	○	○	○	○	
	4		○	○	○	○	○	○	○	○	
りょういく てちょう 療育手 帳 (知的障 害)	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B		○	○	○	○	○	○	○	○	
せいしん しょうがい しゃほ 精神障 害者保 健福祉 手帳	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2		○	○	○	○	○	○	○	○	
	3		○	○	○	○	○	○	○	○	
なんび ょう 難病		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○：該当（○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。）

もくじ せいどたいしょうしゃはやみひょう  
目次（制度対象者早見表）

せいど 制度	かしのけ 貸付	た その他					じぎょうしゃ 事業者・関係機関					じゅうようほうれい 重要法令		
		せい 生活福祉資金	せい 支援事業	せい 生活困窮者自立相談	せい 府営住宅の優先入居	せい 郵便などによる不在者 投票	せい 広報誌の音声版など	せい 施設利用料金の減免 など	せい 相談支援事業者	せい 供事業者	せい 障害福祉サービス提 供事業者	せい 市役所などの関係機関	せい 障害者差別解消法	せい 障害者虐待防止法
しょうがいしゅべつ 障害種別・ とうきゆう 等級など	ページ	105	106	107	107	108	108	109	111	124	127	129	130	
しんたいしょうがいしゃ てちちゅう 身体障害者手帳	しかく 視覚	1	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
	ちゅうかく 聴覚・ へいこう 平衡機能	2	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
	おんせい 音声・言語 そしゃく 機能	3	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
	したいふ じゆう 肢体不自由	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	ないぶ きのう 内部機能	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
りょういく てちゅう 療育手帳 (知的障害)	A	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
	B	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
せいしんしょうがいしゃ ほ 精神障害者保 けんふく 健福祉手帳	1	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
なんびょう 難病		○	○				○	○	○	○	○	○	○	
た その他		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○：該当（○でも年齢・所得などで該当しない場合があります。）

# 1. 制度の概要

## (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援

### ■ 障害福祉サービスの種類

障害者総合支援法に基づくサービスで、下記の種類があります。

区分	種類	詳しくは
相談の支援	計画相談支援	16 ページ
	地域相談支援（地域移行支援）	17 ページ
	地域相談支援（地域定着支援）	18 ページ
在宅生活の支援	居宅介護	20 ページ
	重度訪問介護	21 ページ
	重度障害者等包括支援	22 ページ
移動の支援	同行援護	25 ページ
	行動援護	26 ページ
日中活動の支援	生活介護	29 ページ
	自立訓練	30 ページ
	就労移行支援	31 ページ
	就労継続支援（A型）	32 ページ
	就労継続支援（B型）	33 ページ
	就労定着支援	34 ページ
	療養介護	35 ページ
	短期入所	36 ページ
居住の支援	共同生活援助（グループホーム）	42 ページ
	施設入所支援	43 ページ
	自立生活援助	44 ページ

### ■ 障害児通所支援の種類

児童福祉法に基づくサービスで、下記の種類があります。

区分	種類	詳しくは
相談の支援	障害児相談支援	19 ページ
児童の支援	児童発達支援	45 ページ
	医療型児童発達支援	46 ページ
	居宅訪問型児童発達支援	47 ページ
	保育所等訪問支援	48 ページ
	放課後等デイサービス	49 ページ

## ■おもてつき 主な手続き

① 相談・申請	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請してください。 《必要なもの》 ◎申請書（押印が必要） ◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例．障害者手帳）など
② 計画相談	申請者から相談支援事業者（109～110 ページ）にサービス等（障害児支援）利用計画案の作成を依頼してください。
③ 調査	市職員が本人や家（押印が必要）族に障がいの状況などをお聞きします。
④ 支給決定	障害支援区分やサービスの量・利用者負担上限月額などを決定して、市から申請者にサービス受給者証を交付します。
⑤ サービス等利用計画などの作成	本人の同意を得たうえで、相談支援事業者がサービス等（障害児支援）利用計画を作成して市に提出します。
⑥ サービスの利用	利用者はサービス提供事業者（111～126 ページ）と契約し、サービスを利用したときは、利用者負担額をサービス提供事業者にお支払いください。
⑦ モニタリングの実施	一定期間ごとに利用者の状況を確認し、必要に応じて利用計画やサービス内容などを見直します。

## ■利用者負担額

障害福祉サービス・障害児通所支援にかかった費用の1割と、入所施設の食費・光熱水費や通所施設の食費などの実費は、基本的に利用者負担ですが、利用者負担を軽減するため、下記の仕組みがあります。計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）・障害児相談支援については利用者負担はありません。また、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援については、満3歳になって初めての4月1日から3年間は利用者負担はありません。

### ① 利用者負担上限月額

所得に応じて1カ月あたりの負担上限額が定められています。

利用者	判断する範囲	所得の状況	負担上限月額
共通	利用者の属する世帯	生活保護を受給	0円
障がい者	利用者と配偶者	市民税が非課税	0円
		市民税所得割額が合計16万円未満	9,300円
障がい児	保護者の属する世帯	市民税所得割額が合計16万円以上	37,200円
		市民税が非課税	0円
		市民税所得割額が合計28万円未満	4,600円
		市民税所得割額が合計28万円以上	37,200円

※課税世帯の入所施設(20歳以上)・グループホーム利用者については、利用者と配偶者の市民税所得割額が合計16万円未満でも、利用者負担上限月額額は37,200円となります。

※課税世帯の入所施設(18～19歳)利用者については、保護者の属する世帯の市民税所得割額が合計28万円未満でも、利用者負担上限月額額は9,300円となります。

## ②高額障害福祉サービス費

同じ世帯に障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者が複数おられたり、障害福祉サービスの利用者が補装具費支給事業などを利用されて、1カ月の利用者負担額の合計が一定額を超えた場合、申請によりその超えた額をお返しすることができます。

なお、申請には領収書などの提出が必要です。

## ③就学前児童の多子軽減措置

障害児通所支援を利用する未就学児または保育所などに通う児童が2人以上いる世帯で、2人目以降が障害児通所支援を利用する場合、申請により利用者負担額を軽減することができます。

なお、申請には領収書などの提出が必要です。

## ④入所施設の食費・光熱水費の軽減措置

「①利用者負担上限月額」が0円に該当する場合、手元に一定額が残るように実費の負担を軽減することができます。

## ⑤通所施設の食費の軽減措置

「①利用者負担上限月額」が0円・9,300円・4,600円に該当する場合、食費のうち人件費に相当する額の負担を軽減することができます。

## ⑥グループホームの家賃の軽減措置

「①利用者負担上限月額」が0円に該当する場合、家賃の負担を軽減することができます。

## ⑦生活保護への移行防止

サービス利用に伴う負担によって生活保護の対象となりそうな場合、生活保護の対象とならないよう利用者負担上限月額額の引き下げや実費の負担を軽減することができます。

## ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (2) 介護保険サービス

### ■サービス利用における基本的な考え方

介護保険の対象者については、障害福祉サービスなど障がい者制度と同じ内容の介護保険サービスがある場合、基本的に介護保険サービスの利用が優先されます。

なお、介護保険サービスを利用するには、申請して要介護または要支援の認定を受ける必要があります。

### ■介護保険の対象者

申請できる方	サービスを利用できる方	
65歳以上の方	《要介護1～5》	《要支援1・2》
40～64歳で16の 特定疾病の方	日常生活の一部または全部に 介護が必要な方	生活機能の低下により、日常生活に支援が必要な方

※16の特定疾病：がん（末期）・関節リウマチなど

### ■障がい者制度より基本的に優先となる主な介護保険サービスの種類

種類	内容
訪問介護	自宅にヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつの介助や洗たく・掃除の援助などを行います。
訪問入浴介護	自宅に移動入浴車などで訪問し、入浴の介助などを行います。
通所介護	自宅からデイサービスセンターに送迎して、食事・入浴の介助や機能訓練などを行います。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事・入浴の介助や機能訓練などを行います。
福祉用具貸与	車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器などの福祉用具を貸し出します。
特定福祉用具販売	腰掛便座・入浴補助用具などの福祉用具購入費の一部を支給します。
居宅介護住宅改修	手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止などの小規模な住宅改修費の一部を支給します。

※障がい者制度と同じ内容の介護保険サービスがある場合であっても、サービス利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断したうえでサービスの提供を行います。

### ■担当窓口

介護保険制度＝南丹市高齢福祉課

電話：0771-68-0006／FAX：0771-68-1166

障がい者制度＝南丹市社会福祉課

電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166



## 2. 障害者手帳

### (1) 身体障害者手帳

#### ■内容

手帳には、障がいの程度で1級から6級の区分があり、手帳の交付を受けると障がい者制度を利用しやすくなります。

#### ■対象者

視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方

※詳しくは、身体障害者障害程度等級表（6～9 ページ）をご覧ください。

#### ■新規交付の手続き

①必要な用紙の受け取り	南丹市社会福祉課または各支所で申請に必要な用紙（申請書・診断書）を受け取ってください。
②診断書の作成	指定医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
③申請書の提出	市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎申請書 ◎診断書（概ね3カ月以内のもの） ◎顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの） ◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など
④手帳の交付	京都府での審査後、市からその結果を連絡しますので、手帳が交付される場合は、市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※申請から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※障がいの状況や住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口ご連絡してください。

※京都府から更新手続きの案内があれば、お早めに手続きをしてください。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

身体障害者障害程度等級表 (太線より上は第1種を、下は第2種を表します)

級	視覚	聴覚・平衡機能		音声・言語・そしゃく機能
		聴覚	平衡機能	
1	両眼の視力の和が0.01以下のもの			
2	1. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)		
3	1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の喪失
4	1. 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1. 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の著しい障害
5	1. 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2. 両眼による視野の1/2以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害	
6	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1. 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの		
7				

き 級	ないぶきのう 内部機能			
	しんぞうきのう 心臓機能	ぞうきのう じん臓機能	こきゅうききのう 呼吸器機能	ぼうこう・ちよくちようきのう ぼうこう・直腸機能
1	しんぞうきのうしょうがい 心臓の機能の障害に より自己の身の 日常生活活動が極度 に制限されるもの	ぞうきのうしょうがい じん臓の機能の障害 により自己の身の 日常生活活動が極度 に制限されるもの	こきゅうききのうしょうがい 呼吸器の機能の障害 により自己の身の 日常生活活動が極度 に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の 機能の障害により自 己の身の日常生活 活動が極度に制限さ れるもの
2				
3	しんぞうきのうしょうがい 心臓の機能の障害に より家庭内での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	ぞうきのうしょうがい じん臓の機能の障害 により家庭内での日 常生活活動が著し く制限されるもの	こきゅうききのうしょうがい 呼吸器の機能の障害 により家庭内での日 常生活活動が著し く制限されるもの	ぼうこう又は直腸の 機能の障害により家 庭内での日常生活活 動が著しく制限され るもの
4	しんぞうきのうしょうがい 心臓の機能の障害に より社会での日常生 活活動が著しく制限 されるもの	ぞうきのうしょうがい じん臓の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	こきゅうききのうしょうがい 呼吸器の機能の障害 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの	ぼうこう又は直腸の 機能の障害により社 会での日常生活活動 が著しく制限される もの
5				
6				
7				

き 級	ないぶきのう 内部機能		
	しょうちようきのう 小腸機能	めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能	かんぞうきのう 肝臓機能
1	しょうちようきのうしょうがい 小腸の機能の障害により自 己の身の日常生活活動が 極度に制限されるもの	めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により日 常生活がほとんど不可能な もの	かんぞうきのうしょうがい 肝臓の機能の障害により日 常生活活動がほとんど不可 能なもの
2		めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により日 常生活が極度に制限され るもの	かんぞうきのうしょうがい 肝臓の機能の障害により日 常生活活動が極度に制限さ れるもの
3	しょうちようきのうしょうがい 小腸の機能の障害により家 庭内での日常生活活動が著 しく制限されるもの	めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により日 常生活が著しく制限され るもの(4級相当者を除く)	かんぞうきのうしょうがい 肝臓の機能の障害により日 常生活活動が著しく制限さ れるもの(4級相当者を除く)
4	しょうちようきのうしょうがい 小腸の機能の障害により社 会での日常生活活動が著し く制限されるもの	めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により社 会での日常生活活動が著し く制限されるもの	かんぞうきのうしょうがい 肝臓の機能の障害により社 会での日常生活活動が著し く制限されるもの
5			
6			
7			

きゆう級	したいふじゆう 肢体不自由	
	じょうし 上肢	かし 下肢
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢の機能を全廃</li> <li>2. 両上肢を手関節以上で欠く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢の機能を全廃</li> <li>2. 両下肢を大腿の1/2以上で欠く</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢の機能の著しい障害</li> <li>2. 両上肢のすべての指を欠く</li> <li>3. 一上肢を上腕の1/2以上で欠く</li> <li>4. 一上肢の機能を全廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢の機能の著しい障害</li> <li>2. 両下肢を下腿の1/2以上で欠く</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指とひとさし指を欠く</li> <li>2. 両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃</li> <li>3. 一上肢の機能の著しい障害</li> <li>4. 一上肢のすべての指を欠く</li> <li>5. 一上肢のすべての指の機能を全廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢をショーパー関節以上で欠く</li> <li>2. 一下肢を大腿の1/2以上で欠く</li> <li>3. 一下肢の機能を全廃</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指を欠く</li> <li>2. 両上肢のおや指の機能を全廃</li> <li>3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃</li> <li>4. 一上肢のおや指とひとさし指を欠く</li> <li>5. 一上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃</li> <li>6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠く</li> <li>7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃</li> <li>8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢のすべての指を欠く</li> <li>2. 両下肢のすべての指の機能を全廃</li> <li>3. 一下肢を下腿の1/2以上で欠く</li> <li>4. 一下肢の機能の著しい障害</li> <li>5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃</li> <li>6. 一下肢が健側に比して10 cm以上又は健側の長さの1/10以上短い</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</li> <li>3. 一上肢のおや指を欠く</li> <li>4. 一上肢のおや指の機能を全廃</li> <li>5. 一上肢のおや指とひとさし指の機能の著しい障害</li> <li>6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</li> <li>2. 一下肢の足関節の機能を全廃</li> <li>3. 一下肢が健側に比して5 cm以上又は健側の長さの1/15以上短い</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く</li> <li>3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠く</li> <li>2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一上肢の機能の軽度の障害</li> <li>2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害</li> <li>4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</li> <li>5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠く</li> <li>6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</li> <li>2. 一下肢の機能の軽度の障害</li> <li>3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>4. 一下肢のすべての指を欠く</li> <li>5. 一下肢のすべての指の機能を全廃</li> <li>6. 一下肢が健側に比して3 cm以上又は健側の長さの1/20以上短い</li> </ul>

きゆう 級	したいふ じゆう 肢体不自由		
	たいかん 体幹	にゆうよう じき いぜん ひ しんこうせい のうびようへん うんどう き のうしょうがい 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		じゆうし き のう 上肢機能	い どう き のう 移動機能
1	たいかん き のうしょうがい すわ 体幹の機能障害により坐 っていることができないもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう じゆう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が ほとんど不可能なもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行が不可能なもの
2	たいかん き のうしょうがい ざい 1. 体幹の機能障害により坐位 また きりつ い たも こん 又は起立位を保つことが困 難なもの たいかん き のうしょうがい た 2. 体幹の機能障害により立ち あ こんなん 上がることが困難なもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう じゆう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が きよくど せいげん 極度に制限されるもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行が極度に制限されるもの
3	たいかん き のうしょうがい ほ こう 体幹の機能障害により歩行が こんなん 困難なもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう じゆう 不随意運動・失調等により上 肢を使用する日常生活動作が いちじる せいげん 著しく制限されるもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう ほ 不随意運動・失調等により歩 行が家庭内での日常生活活動 に制限されるもの
4		ふ ずい い うんどう し っちようとう じゆう 不随意運動・失調等による上 肢の機能障害により社会での 日常生活活動が著しく制限 されるもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう しゃ 不随意運動・失調等により社 会での日常生活活動が著し く制限されるもの
5	たいかん き のう いちじる しょうがい 体幹の機能の著しい障害	ふ ずい い うんどう し っちようとう じゆう 不随意運動・失調等による上 肢の機能障害により社会での 日常生活活動に支障のある もの	ふ ずい い うんどう し っちようとう しゃ 不随意運動・失調等により社 会での日常生活活動に支障 のあるもの
6		ふ ずい い うんどう し っちようとう じゆう 不随意運動・失調等により上 肢の機能の劣るもの	ふ ずい い うんどう し っちようとう い 不随意運動・失調等により移 動機能の劣るもの
7		じゆうし ぶ ずい い うんどう し っちようとう 上肢に不随意運動・失調等を ゆう 有するもの	か し ぶ ずい い うんどう し っちようとう 下肢に不随意運動・失調等を ゆう 有するもの

1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

## (2) 療育手帳

### ■ 内容

手帳には、障がいの程度でA・Bの区分があり、手帳の交付を受けると障がい者制度を利用しやすくなります。

### ■ 対象者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の支援を必要とする方

※発達障がいのある方も対象になる場合があります。

### ■ 新規交付の手続き

① 申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎ 申請書 ◎ 調査票（生育歴などの記入が必要） ◎ 顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの）
② 障がいの程度の判定	京都府家庭支援総合センターから連絡がありますので、同センターまたは児童相談所で障がいの程度の判定を受けてください。
③ 手帳の交付	市から連絡しますので、手帳が交付される場合は、市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※障がいの程度の判定から手帳が交付されるまで、通常2カ月以上かかります。

※住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口に連絡してください。

※京都府から更新手続きの案内があれば、お早めに手続きをしてください。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

#### ■内容

手帳には、障がいの程度で1級から3級の区分があり、手帳の交付を受けると、障がい者制度を利用しやすくなります。

#### ■対象者

精神障がいのため、長期にわたり日常生活・社会生活への制約がある方  
 ※発達障がいのある方や認知症の方も対象になる場合があります。

#### ■新規交付の手続き

※下記③でBの提出が可能な方は、①②の手続きは不要です。

①必要な用紙の受け取り	南丹市社会福祉課または各支所で申請に必要な用紙（申請書・診断書）を受け取ってください。
②診断書の作成	医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
③申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎申請書 ◎下記A・Bのいずれか A. 診断書（初診日から6か月以上経過したもの） B. 精神障がいを理由とする年金証書の写し 直近の年金支払通知書の写し 年金事務所（共済組合）照会用の同意書 ◎顔写真（たて4cm×よこ3cm・脱帽・概ね1年以内のもの） ※顔写真の提出は任意 ◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障がい者手帳）など
④手帳の交付	京都府での審査後、市からその結果を連絡しますので、手帳が交付される場合は、南丹市社会福祉課または各支所で手帳を受け取ってください。

※申請から手帳が交付されるまで、通常2か月以上かかります。

※住所・氏名に変更があったり、手帳を紛失・破損されたとき、または、本人が死亡されたときは、必ず担当窓口ご連絡してください。

※手帳に記載されている有効期限の3か月前から更新手続きができますので、お早めに手続きをしてください。（京都府からの更新手続きの案内はありません。）

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

### 3. 相談の支援

#### (1) 相談窓口

#### ■ 相談支援センター

相談支援専門員が障がいのある方やご家族からの相談に応じ、福祉サービスや専門機関に関する情報提供、日常生活に関する助言などを行います。

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
南丹市障がい者 基幹相談支援センター	0771-68-0007	0771-68-1166	南丹市園部町 小桜町47
障がい者生活支援センター こひつじ	0771-68-1567	0771-68-1121	南丹市園部町 本町4番地
てのひら	0771-72-0950	0771-72-3222	南丹市日吉町 保野田垣ノ内11
相談支援センター ふれあいハート	0771-55-9366	0771-55-9367	亀岡市安町 釜ヶ前32-1
花ノ木医療福祉センター (障がい児相談)	0771-23-0701	0771-22-8348	亀岡市大井町 小金岐北浦37-1
なんたん障がい者就業・生活支援 センター(就労相談など)	0771-24-2181	0771-20-1246	亀岡市千代川町 たかのばやしにしもた 高野林西ノ畑16-19

#### ■ 障害者相談員

障がいのある方やご家族が地域で身近に相談できるよう、市民の方を障害者相談員として委嘱しています。日ごろの悩みや不安など、お気軽にご相談ください。

居住地	身体障害者相談員		知的障害者相談員		精神障害者相談員	
	氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
園部町	山本美佐子	080-1411-8612	大嶋久美子	0771-62-2864	小林義博	090-8826-8660
八木町	奥村史代	0771-42-4002	中川佐由美	0771-42-3357	平松シゲ子	0771-42-2898
日吉町	木村幸子	0771-72-0687	塩貝範子	0771-72-0572	山本和美	090-2111-8209
美山町	戸本節子	0771-75-0736	菅生哲二	090-1449-6983	上野清美	0771-77-0251



# ■なんでも相談日

障害者相談員が、障がいに関する相談に応じます。日ごろの悩みや不安など、お気軽にご相談ください。(参加費無料・秘密厳守・予約不要)

《令和4年度の予定》 ※日程は変更することがあります。

日程	時間	会場
4月16日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
4月22日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)
4月25日(月)		そよかぜ八木
4月26日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
5月21日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
5月23日(月)		そよかぜ八木
5月24日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
5月27日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)
6月18日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
6月24日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)
6月27日(月)		そよかぜ八木
6月28日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
7月16日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
7月22日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)
7月25日(月)		そよかぜ八木
7月26日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
8月20日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
8月22日(月)		そよかぜ八木
8月23日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
8月26日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)
9月16日(金)	午後1時～3時	障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)
9月17日(土)		そよかぜ美山
9月26日(月)		そよかぜ八木
9月27日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
10月15日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
10月24日(月)		そよかぜ八木
10月25日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
10月28日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)
11月19日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
11月22日(火)		そよかぜ日吉 (おいで家)
11月25日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場 (陽だまり)

にっぺい 日程	じかん 時間	かいじょう 会場
11月28日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
12月17日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
12月20日(火)		そよかぜ日吉(おいで家)
12月26日(月)		そよかぜ八木
12月23日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場(陽だまり)
1月21日(土)		そよかぜ美山
1月23日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
1月24日(火)		そよかぜ日吉(おいで家)
1月27日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場(陽だまり)
2月18日(土)		そよかぜ美山
2月21日(火)	午後1時～3時	そよかぜ日吉(おいで家)
2月24日(金)		障害者支援施設京都太陽の園分場(陽だまり)
2月27日(月)		そよかぜ八木
3月18日(土)		そよかぜ美山
3月24日(金)	午後1時～3時	障害者支援施設京都太陽の園分場(陽だまり)
3月27日(月)		そよかぜ八木
3月28日(火)		そよかぜ日吉(おいで家)

◎担当窓口：南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166

## 巡回更生相談

身体障がい者の補装具について、交付の手続きや修理の判定、医療相談などを行います。なお、開催日の1週間前までに下記担当窓口へ予約が必要です。

※印鑑・障害者手帳(特定疾患受給者証)をお持ちいただくと、会場で補装具費支給事業(51ページ)の申請手続きも可能です。

《令和4年度の予定(南丹市・亀岡市・京丹波町)》

巡回医師	日程	時間	会場(南丹市・亀岡市・京丹波町)
整形外科医	4月8日(金)	午前9時30分～11時	亀岡市役所市民ホール
整形外科医	6月7日(火)	午前9時45分～11時15分	園部文化会館「アスエルそのべ」
整形外科医	7月8日(金)	午前9時45分～11時	瑞穂保健福祉センター
整形外科医	8月9日(火)	午前9時30分～11時	亀岡市役所市民ホール
整形外科医	10月7日(金)	午前9時30分～11時	亀岡市役所市民ホール
整形外科医	11月8日(火)	午前10時～11時15分	日吉はーとびあ保健センター
整形外科医	1月13日(金)	午後1時～2時30分	亀岡市役所市民ホール
整形外科医	3月7日(火)	午前9時45分～11時15分	園部文化会館「アスエルそのべ」
全般	水曜日(祝日等除く)	午後2時～4時	家庭支援総合センター 城陽相談室

◎担当窓口：南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166

京都府家庭支援総合センター 電話：075-531-9608/FAX：075-531-9610

## ■ 視覚に関する相談

目が見えにくいといった悩みに関する相談に応じます。(参加費無料・秘密厳守)

相談名	内容	担当窓口
眼科相談 (要予約)	主治医がおられない方からの相談に眼科医が応じます。	京都ライトハウス相談支援室 電話:075-462-4405
ロービジョン相談 (要予約)	便利な道具の紹介や様々な相談に応じます。	
訪問による相談	相談員が自宅に訪問して相談に応じます。	京都視覚障害者支援センター 電話:075-333-0171
福祉制度・生活相談	目に関する不安や悩みの相談に応じます。	京都府視覚障害者協会 電話:075-463-8726
子どもの視覚や療育に関する相談	視覚に不安を抱える子どもや家族の相談に応じます。	京都ライトハウスあいあい教室 電話:075-462-4462

※身体障害者手帳をお持ちの方はご持参ください。

## ■ 聴覚に関する相談

耳が聞こえにくいといった悩みに関する相談に応じます。(参加費無料・秘密厳守)

相談名	内容	担当窓口
きこえの相談 (要予約)	福祉機器・福祉制度などの相談に応じます。	ふない聴覚言語障害センター 電話:0771-63-6447 FAX :0771-63-6448
聴力測定 (要予約)	予備検査程度の簡単な聴力測定を行います。	
補聴器の相談	補聴器の調整・修理・電池交換・購入・試聴などの相談に応じます。	

### 《補聴器の相談の令和4年度の予定》

日程	時間	会場	業者
5月25日(水)	午後1時～3時	和知ふれあいセンター	珍工堂
6月29日(水)		瑞穂保健福祉センター	ブルーム
7月27日(水)		園部文化会館「アスエルそのべ」	東神実業
9月28日(水)		京丹波町中央公民館	珍工堂
10月26日(水)		日吉町生涯学習センター	ブルーム
11月22日(火)		京丹波町中央公民館	東神実業
1月24日(火)		園部文化会館「アスエルそのべ」	珍工堂
2月21日(火)		八木市民センター	ブルーム
3月22日(水)		瑞穂保健福祉センター	東神実業

※身体障害者手帳や補聴器をお持ちの方はご持参ください。

※補聴器の修理代・電池代などは実費負担です。

## (2) 計画相談支援

### ■内容

障がいのある方の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとに計画内容の見直しのため、モニタリングを行います。

### ■対象者

障害福祉サービスや地域相談支援の申請にかかる障がい者・障がい児の保護者

### ■手続き

<p>①相談・申請</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（押印が必要）</p> <p>◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例．障害者手帳）など</p>
<p>②計画相談</p>	<p>申請者から相談支援事業者（109ページ）に、サービス等利用計画案の作成を依頼してください。</p>
<p>③サービス等利用計画の作成</p>	<p>本人の同意を得たうえで、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成して市に提出します。</p>
<p>④モニタリングの実施</p>	<p>一定期間ごとに利用者の状況を確認し、必要に応じて利用計画やサービス内容などを見直します。</p>

### ■利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

### (3) 地域相談支援 (地域移行支援)

#### ■ 内容

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある方などに、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。

#### ■ 対象者

以下の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要な方

- ① 障害者支援施設・のぞみの園・児童福祉施設・療養介護を行う病院に入所・入院している障がい者
- ② 精神科病院に入院している精神障がい者
- ③ 救護施設・更生施設に入所している障がい者
- ④ 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）、少年院に収容されている障がい者
- ⑤ 更生保護施設に入所している障がい者、または自立更生促進センター・就業支援センター・自立準備ホームに宿泊している障がい者

#### ■ 手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

#### ■ 利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

#### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (4) 地域相談支援 (地域定着支援)

### ■ 内容

単身で生活している障がいのある方などに、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### ■ 対象者

- ① 自宅で単身のため、緊急時の支援が見込めない障がいのある方
- ② 自宅で家族と同居していても、家族が障がいなどのため、緊急時の支援が見込めない障がいのある方

### ■ 手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

### ■ 利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (5) 障害児相談支援

### ■ 内容

障害児通所支援サービスを利用する児童に、サービスの決定または変更前に、障害児支援利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとに計画内容の見直しのため、モニタリングを行います。

### ■ 対象者

障害児通所支援サービスの申請にかかる障がい児の保護者

### ■ 手続き

<p>① 相談・申請</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（押印が必要）</p> <p>◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など</p>
<p>② 計画相談</p>	<p>申請者から相談支援事業者（110ページ）に、障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。</p>
<p>③ 障害児支援利用計画の作成</p>	<p>本人の同意を得たうえで、相談支援事業者が障害児支援利用計画を作成して市に提出します。</p>
<p>④ モニタリングの実施</p>	<p>一定期間ごとに利用者の状況を確認し、必要に応じて利用計画やサービス内容などを見直します。</p>

### ■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## 4. 在宅生活の支援

### (1) 居宅介護

#### ■内容

自宅にヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつの介護や洗たく・掃除などの援助などを行います。

◎身体介護：利用者の身体に直接ふれて行う介護（食事・入浴・排せつなど）

◎家事援助：利用者の日常生活の援助（洗たく・掃除・調理・買い物など）

◎通院等介助：通院や官公署などへの移動のための介助

◎通院等乗降介助：通院時などの乗車または降車のための介助

#### ■対象者

障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する支援の度合）の方

※通院等介助（身体介護を伴う場合）は、障害支援区分2以上で、歩行に全面的な支援が必要な方などが対象です。

#### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

#### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

#### ■サービス提供事業所

詳しくは（111～112ページ）をご覧ください。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166



## (2) 重度訪問介護

### ■内容

重度の肢体不自由などで常に介護が必要な方の自宅にヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつの介護、調理・洗たく・掃除などの援助、外出時の移動支援などを総合的に行います。

### ■対象者

障害支援区分4以上であって、下記のいずれかに該当する方

- ①二肢以上に麻痺等があり、歩行・移乗・排尿・排便のいずれも支援が必要な方
- ②障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が合計10点以上の方

### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

### ■サービス提供事業所

詳しくは（112～114ページ）をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

### (3) 重度障害者等包括支援

#### ■ 内容

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護や重度訪問介護など複数のサービスを包括的にを行います。

#### ■ 対象者

障害支援区分6（障がい児はこれに相当する支援の度合）であって、意思疎通が著しく困難な方のうち、下記のいずれかに該当する方

① 重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある方のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度知的障がい者

② 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が合計10点以上の方

#### ■ 手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

#### ■ 利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

#### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (4) 生活サポート事業

### ■内容

自宅や自宅周辺などにサポーターを派遣して、見守りや声かけなど日常生活の支援を行います。

◎利用時間：午前8時～午後6時の1日8時間以内

### ■対象者

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、障がい  
を理由として日常生活に支援が必要な方

②医師の意見書などにより、「①」と同等の障がいがあると認められる方

※障害福祉サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

### ■手続き

<p>①相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書</p> <p>◎障害者手帳の写し</p> <p>◎障害者手帳がない場合、医師の意見書・専門機関の判定書・特定疾病受給者証の写しなど障がいがあると認められる書類</p>
<p>②調査</p>	<p>市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。</p>
<p>③利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>④サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（121～122 ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

### ■利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (5) 訪問入浴サービス事業

### ■内容

在宅の身体障がい者で家族などの介助のみでは入浴が困難な方に、移動入浴車で自宅へ訪問し、宅内に浴槽を設置して入浴の介助を行います。

◎利用回数：月5回以内

◎下記の事業者で利用できます。

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
アサヒサンクリーン 在宅介護センター 亀岡	0771-29-4526	0771-29-4527	亀岡市千代川町今津1-11-10

### ■対象者

下記のすべてに該当する方

①身体障害者手帳2級以上または同等の障がいがあると認められる方

②家族などの介助のみでは入浴が困難と認められる方

③入浴サービスを受けることが可能と医師が認めた方

※介護保険サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

### ■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳の写し ◎医師の診断書
②利用決定	利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。
③サービスの利用	利用者は上記の事業者を利用日時などを連絡し、サービスを利用してください。

### ■利用者負担額

水道・電気代などの実費は利用者負担です。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## 5. 移動の支援

### (1) 同行援護

#### ■ 内容

視覚障がいにより移動が著しく困難な方の外出時に、移動に必要な情報提供（代筆・代読含む）や移動の援護などを行います。

#### ■ 対象者

同行援護の調査項目のうち、視力障害・視野障害・夜盲のいずれかが1点以上であり、かつ移動障害が1点以上の方

※身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上で、歩行に全面的な支援が必要な方などが対象です。

#### ■ 手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

#### ■ 利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

#### ■ サービス提供事業所

詳しくは（114ページ）をご覧ください。

#### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (2) 行動援助

### ■内容

知的・精神障がいにより自己判断能力に制限のある方の行動時に、危険を回避するための援助、外出時の移動・食事・排せつなどの介護を行います。

### ■対象者

障害支援区分3以上で、障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が合計10点以上（障がい児はこれに相当する支援の度合）の方

### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

### ■サービス提供事業所

詳しくは（115ページ）をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

### (3) ガイドヘルパー派遣事業

#### ■内容

屋外での移動が困難な障がいのある方に、ガイドヘルパーを派遣して、社会参加など生活に必要な外出や余暇活動などのための外出を支援します。

◎生活に必要な外出：サークル活動・会議・冠婚葬祭・生活必需品の買い物など

◎余暇活動：外食・遊園地・映画鑑賞など（余暇活動の利用時間は月40時間以内）

#### ■対象者

①身体障害者手帳（2級以上）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、屋外の移動に支援が必要な方

②医師の意見書などにより「①」と同等の障がいがあると認められる方

※障害福祉サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

#### ■手続き

<p>①相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書</p> <p>◎障害者手帳の写し</p> <p>◎障害者手帳がない場合、医師の意見書・専門機関の判定書・特定疾病受給者証の写しなど障がいがあると認められる書類</p>
<p>②調査</p>	<p>市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。</p>
<p>③利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>④サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（122ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

#### ■利用者負担額

交通費・入場料などの実費（ヘルパー分含む）は利用者負担です。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (4) 重度重複障害者等移動支援事業

### ■内容

在宅の重度重複障害者で一般交通機関の利用が困難な方に、移送用車両による自宅と医療機関の間の送迎を行います。

◎利用限度額：月30,000円

◎下記の事業者で利用できます。

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
南丹介護タクシー	0771-62-1489	0771-62-1489	南丹市園部町熊崎土井ノ内11

### ■対象者

下記のうち2つ以上に該当する方

- ①視覚・下肢・体幹・移動機能障害2級以上の身体障害者手帳を持つ方
- ②療育手帳Aを持つ方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方

### ■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳の写し
②調査	市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。
③利用決定	利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。
④サービスの利用	利用者は上記の事業者に利用日時などを連絡し、サービスを利用してください。

### ■利用者負担額

有料道路・駐車場料金などの実費は利用者負担です。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166



## 6. 日中活動の支援

### (1) 生活介護

#### ■内容

常に介護が必要な方に、昼間にサービス提供事業所や障害者支援施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

#### ■対象者

下記のいずれかに該当する常に介護が必要な方など

- ① 障害支援区分3（障害者支援施設への入所は区分4）以上の方
- ② 50歳以上で障害支援区分2（障害者支援施設への入所は区分3）以上の方

#### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

#### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

#### ■サービス提供事業所

詳しくは（115～116ページ）をご覧ください。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (2) 自立訓練

### ■内容

#### 《機能訓練》

身体障がいのある方などに、自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上などのために必要な訓練・支援を行います。

#### 《生活訓練》

知的・精神障がいのある方に、自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上などのために必要な訓練・支援を行います。

### ■対象者

#### 《機能訓練》

身体障がい者または難病等対象者で、下記に該当する方など

① 入所施設・病院を退所・退院し、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

② 特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

#### 《生活訓練》

知的・精神障がい者で、下記に該当する方など

① 入所施設・病院を退所・退院し、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

② 特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している方であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

### ■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

■サービス提供事業所 詳しくは (117 ページ) をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

### (3) 就労移行支援

#### ■内容

一般就労を希望する65歳未満の障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

#### ■対象者

- ①企業などへの就労を希望する方で、単独で就労することが困難なため、就労に必要な知識や技術の習得、就労先の紹介などに支援が必要な方
- ②あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

#### ■手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き(2ページ)」をご覧ください。

#### ■利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額(2～3ページ)」をご覧ください。

#### ■サービス提供事業所

詳しくは(117ページ)をご覧ください。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (4) 就労継続支援 (A型)

### ■ 内容

一般就労が困難な障がいのある方に、雇用して就労する機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

### ■ 対象者

企業などへの就労は困難だが、雇用契約による継続的な就労が可能な方で、利用開始時に65歳未満の下記に該当する方など

- ① 就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動をしたが、雇用に結びつかなかった方
- ③ 企業を離職したなど就労経験はあるが、現在は雇用関係がない方

### ■ 手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2ページ)」をご覧ください。

### ■ 利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3ページ)」をご覧ください。

### ■ サービス提供事業所

詳しくは (117ページ) をご覧ください。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (5) 就労継続支援 (B型)

### ■内容

一般就労が困難な障がいのある方に、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。

### ■対象者

企業などへの就労は困難だが、就労の機会などを通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持が期待される方で、下記に該当する方など

- ① 就労経験はあるが、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ② 50歳以上または障害基礎年金1級受給者
- ③ 就労移行支援事業などにより、就労面の課題などが把握されている方

### ■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2ページ)」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3ページ)」をご覧ください。

### ■サービス提供事業所

詳しくは (117～118ページ) をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (6) 就労定着支援

### ■ 内容

障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

利用期間は3年を上限とし、経過後は、障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぎます。

### ■ 対象者

生活介護・自立訓練・就労移行支援又は就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した方。

### ■ 手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2ページ)」をご覧ください。

### ■ 利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3ページ)」をご覧ください。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (7) 療養介護

### ■内容

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で、機能訓練や療養上の管理・看護・介護、日常生活の世話などを行います。

### ■対象者

長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で、下記のいずれかに該当する方

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分6の方
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方

### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

### ■サービス提供事業所

詳しくは（119ページ）をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (8) たん き にゆうしょ 短期入所

---

### ■ ないよう 内容

自宅で介護する方が病気の場合などに、たん き かん 短期間、や かん ふく 夜間も含めてしょうがいしゃ し えん し せつ 障害者支援施設などで、しょくじ 食事・にゆうよく 入浴・はい 排せつのかいご 介護などをおこな 行います。

### ■ たいしょうしゃ 対象者

しょうがい し えん く ぶん い じょう しょう じ 障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する支援の度合）の方

### ■ てつづ 手続き

「1（1）しょうがいふくし 障害福祉サービスとしょうがい じ つうしょ し えん 障害児通所支援」の「おも 主なてつづ 手続き（2ページ）」をらん ご覧ください。

### ■ りようしゃ ふたんがく 利用者負担額

「1（1）しょうがいふくし 障害福祉サービスとしょうがい じ つうしょ し えん 障害児通所支援」の「りようしゃ ふたんがく 利用者負担額（2～3ページ）」をらん ご覧ください。

### ■ ていきょうじぎょうしょ サービス提供事業所

くわ 詳しくは（119ページ）をらん ご覧ください。

### ■ なんとうまどぐち 担当窓口

なんたん し しゃかいふくし か 南丹市社会福祉課 でん わ 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166



## (9) 地域活動支援センター

### ■ 内容

障がいのある方が通える場所として、日常生活の支援や活動機会の提供、日常的な相談の支援を行いながら、社会との交流をうながします。

◎主な活動：フリーサロン・各種教室など

◎開所時間：基本的に月～金曜日の午前9時～午後4時まで

### ■ 対象者

障がいのある方

### ■ 手続き

各地域活動支援センターにお気軽に立ち寄ってください。継続的に利用される場合は、センターで登録用紙に氏名などを記入してください。

◎園部町：障害者支援施設京都太陽の園分場（旧：園部まごころステーション）

電話：0771-68-1122／FAX:0771-68-1121

◎八木町：そよかぜ八木 電話：0771-42-5605／FAX:0771-42-5605

◎日吉町：そよかぜ日吉 電話：0771-74-3010／FAX:0771-74-3010

◎美山町：そよかぜ美山 電話：0771-75-5075／FAX:0771-75-5075

### ■ 利用者負担額

活動内容によって実費（参加費）が必要な場合があります。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX:0771-68-1166

## (10) グループワーク

### ■内容

日ごろの悩みや精神的な不安を、グループ活動を通じて共有し、人とのつながりを強め、人と関わるための自信を回復していく活動です。

《令和4年度の予定》

### ◎定例会

地域	会場	開催頻度／曜日	開催時間	主な活動
そのべ園部	こむぎ山健康学園	年7回／金曜日	10時～11時30分	レクリエーション等を通じての交流
やぎ八木	地域活動支援センター そよかぜ八木	年3回／木曜日	13時30分～15時	レクリエーション等を通じての交流
ひよし日吉	地域活動支援センター そよかぜ日吉	年3回／木曜日	13時30分～15時	レクリエーション等を通じての交流
みやま美山	地域活動支援センター そよかぜ美山	年3回／木曜日	13時30分～15時	レクリエーション等を通じての交流

※日程や詳しい予定についてはお問い合わせください。利用されている方には別途お知らせします。

### ◎交流会

年2回、定例会とは違った形で交流会を企画します。

事業利用者の意見を聞きながら外出活動やレクリエーションを企画し、事業利用者案内します。

### ■対象者

精神に障がいのある方

### ■参加申し込み

新規の参加者については、事前に担当窓口までお申し込みください。

### ■利用者負担額

活動内容によっては、実費（参加費）が必要な場合があります。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

# (11) 訪問生活介護事業

## ■内容

サービス提供事業所や障害者施設などへの通所が困難な方に対して、居宅に訪問支援員を派遣して、生産活動や社会参加の機会を提供します。

※身体介護、家事支援、医療行為（リハビリなど）及び見守り又は看護は行いません。

## ■対象者

本市に住所を有する18歳以上65歳未満の方で、下記のすべてに該当する方

- ① 障害支援区分3以上で、生活介護などの通所サービスの利用を認められた方
- ② 心身障がいのため、生活介護などの通所サービスの利用が困難な方

※ただし、社会福祉施設に入所されている方、療養介護を利用されている方、他事業などにおいて同等のサービスを受けることができる方、健康を害する恐れのある方は対象外です。

## ■手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。          ≪必要なもの≫          ◎申請書</p>
<p>② 利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>③ サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（120ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

## ■利用者負担額

原材料費などの実費は利用者負担です。

## ■担当窓口

社会福祉課 電話：07771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (12) 日中一時支援事業

### ■ 内容

サービス提供事業所や障害者支援施設などで、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な生活訓練などを行います。

◎利用時間：午前8時～午後6時の1日8時間以内（土・日・祝日は月40時間以内）

### ■ 対象者

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、障がい  
を理由として日常生活に支援が必要な方

②医師の意見書などにより「①」と同等の障がいがあると認められる方

※障害福祉サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

### ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書</p> <p>◎障害者手帳の写し</p> <p>◎障害者手帳がない場合、医師の意見書・専門機関の判定書・特定疾病受給者証の写しなど障がいがあると認められる書類</p>
<p>② 調査</p>	<p>市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。</p>
<p>③ 利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>④ サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（123 ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

### ■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

じゅうどしやうがいしゃとうしゅうろうしえんとくべつじぎやう  
**(13) 重度障害者等就労支援特別事業**

**■内容**

じゅうどほうもんかいごとう りやう じゅうどしやう かた きぎやうとう しゅうろう  
 重度訪問介護等サービスを利用しての重度障がいのある方が企業等に就労され  
 た時に、通勤や職場等で必要な支援（業務外の支援）をヘルパーが行います。このサ  
 ービスは、就労先の企業が活用する「障害者雇用納付制度に基づく助成金」（重度  
 訪問介護サービス利用者等職場介助助成金、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助  
 助成金）と併用する方法で利用することができます。

**■対象者**（下記の全てに該当する方）

- ① 南丹市が交付する「障害福祉サービス受給者証」で重度訪問介護、同行援護、  
 行動援護のいずれかの支給決定を受けている
- ② 民間企業に雇用されている又は自営業の方で、通勤や職場における支援が必要な方
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上

**■手続き**

① 相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課に相談のうえ、申請書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎申請書 ◎障害福祉サービス受給者証の写し ◎支援計画書（雇用主から独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構（J E E D）確認済み計画書の写しをもらってくだ さい） ◎雇用契約書等の写し又は自営業者であることを示す書類の写し
② 調査	市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。
③ 支給決定	利用の可否などを決定して、支給決定通知書を交付します。
④ サービスの利用	利用者はサービス提供事業者（重度訪問介護・同行援護・行動 援護）と契約し、サービスを利用してください。

**■利用者負担額**

本事業のサービス利用に要した費用の1割又は障害福祉サービスの支給決定にお  
 ける「負担上限月額」と同額です。

**■担当窓口**

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

南丹市障害者就業・生活支援センター 電話：0771-24-2181 / FAX：0771-20-1246

## 7. 居住の支援

### (1) 共同生活援助（グループホーム）

#### ■内容

共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や日常生活の援助、食事・入浴・排せつの介護などを行います。

#### ■対象者

障がいのある方

※65歳になってから身体障がい者となった方は、新規利用できません。

#### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

#### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

#### ■サービス提供事業所

詳しくは（120～121ページ）をご覧ください。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (2) 施設入所支援

### ■内容

単身での生活が困難などの理由で施設に入所する方に、主に夜間において、相談や日常生活の援助、食事・入浴・排せつの介護などを行います。

### ■対象者

- ①生活介護の利用者で、障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方
- ②自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所しながら訓練などを実施する必要がある方など

### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

### ■サービス提供事業所

詳しくは（121ページ）をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

### (3) 自立生活援助

#### ■内容

定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話メール等による対応も行います（標準利用期間は1年。）

#### ■対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がいのある方や障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況である方などで、理解力や生活力等に不安がある方など。

#### ■手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き(2ページ)」をご覧ください。

#### ■利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額(2～3ページ)」をご覧ください。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166



## 8. 児童の支援

### (1) 児童発達支援

#### ■内容

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練などを行います。

#### ■対象者

集団または個別療育を行う必要がある主に未就学の障がい児で、下記に該当する児童など

- ① 乳幼児健診などで療育の必要があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練の必要があると認められた児童

#### ■手続き

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

#### ■利用者負担額

「1 (1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

#### ■サービス提供事業所

詳しくは (124 ページ) をご覧ください。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (2) 医療型児童発達支援

### ■内容

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練などに加え、治療を行います。

### ■対象者

肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がい児

### ■手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き(2ページ)」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額(2～3ページ)」をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

### (3) 居宅訪問型児童発達支援

---

#### ■ 内容

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

#### ■ 対象者

重症心身障害児などの重度の障がい児などであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受ために外出することが著しく困難な障がい児

#### ■ 手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

#### ■ 利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

#### ■ サービス提供事業所

詳しくは (124 ページ) をご覧ください。

#### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (4) 保育所等訪問支援

### ■ 内容

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などを行います。

### ■ 対象者

保育所などに通う専門的な支援が必要な障がい児

### ■ 手続き

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き (2 ページ)」をご覧ください。

### ■ 利用者負担額

「1(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額 (2～3 ページ)」をご覧ください。

### ■ サービス提供事業所

詳しくは (124 ページ) をご覧ください。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (5) 放課後等デイサービス

---

### ■内容

障がいのある学齢期の児童に、サービス提供事業所で放課後や夏休みなど長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行います。

### ■対象者

学校（幼稚園や大学を除く）に就学中で、授業の終了後や休業日に支援が必要な障がい児

### ■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

### ■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

### ■サービス提供事業所

詳しくは（125～126ページ）をご覧ください。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (6) 子育て発達支援センター

### ■内容

障がいのある児童について、専門職が発達や成長に関する相談を受け、それぞれの状況に応じた支援を行います。

- ◎発達相談：心理士による相談
- ◎OT相談：作業療法士による相談
- ◎言語相談：言語聴覚士による相談
- ◎発達・発達支援クリニック：医師による相談

### ■対象者

相談する年度の4月1日時点で18歳未満の児童とその保護者

### ■手続き

- ①南丹市子育て発達支援センターに電話でお申し込みください。相談日を調整して連絡します。
- ②問診票を送付しますので、必要なことを記入して相談日にお持ちください。

### ■利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■担当窓口

南丹市子育て発達支援センター 電話：0771-62-3150／FAX：0771-62-3154

# 9. 用具の支給など

## (1) 補装具費支給事業

### ■内容

身体障がいのある方に、障がいのある部分を補って、生活をしやすいするための補装具の購入費、修理費又は貸与費を支給します。

種類	対象の障がい	耐用年数
視覚障害者安全つえ	視覚、難病等	▲2～5年
義眼		2年
眼鏡・遮光眼鏡		4年
補聴器	聴覚、難病等	5年
人工内耳 (音声信号装置の修理に限る)	聴覚、難病等	—
○重度障害者用意思伝達装置	音声・言語機能、肢体不自由、難病等	5年
△義肢	肢体不自由、難病等	▲1～5年
△装具		▲1.5～3年
△座位保持装置		3年
●車いす		6年
●電動車いす		6年
○●歩行器		5年
●歩行補助つえ		▲2～4年
○座位保持いす		3年
起立保持具		3年
頭部保持具		※児童のみ 3年
排便補助具		2年

※●印は介護保険サービスの利用が優先です。

※▲印は素材や部位によって耐用年数が異なります。

※医師の意見書や京都府家庭支援総合センターの判定が必要な補装具もあります。

※○印は用具の貸与となる場合があります。

※△印は完成用部品に限り貸与となる場合があります。

### ■対象者

身体障害者手帳を持つ方または難病等対象者

※障がい者は利用者と配偶者、障がい児は保護者の属する世帯に、市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合、この事業は利用できません。

## ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 申請書</li> <li>◎ 補装具の購入・修理にかかる事業者からの見積書</li> <li>◎ 障害者手帳の写し</li> <li>◎ 難病等対象者の場合、特定疾患受給者証の写しなど</li> <li>◎ 盲人安全つえ・歩行補助つえ以外の場合、医師の意見書など</li> <li>◎ 個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など</li> </ul>
<p>② 支給決定</p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に支給決定通知書を交付します。</p>
<p>③ 購入・修理</p>	<p>利用者から事業者注文し、利用者負担額を事業者にお支払いください。</p>

※補装具・医療相談などを行う巡回更生相談（14 ページ）もあります。障害者手帳（特定疾患受給者証）をお持ちいただくと、会場で申請手続き（この場合、見積書・意見書は不要）も可能です。

## ■ 利用者負担額

補装具の購入・修理にかかった費用の1割は、基本的に利用者負担ですが、利用者負担を軽減するため、下記のとおり所得に応じて1カ月あたりの負担上限額が定められています。

利用者	判断する範囲	所得の状況	負担上限月額
共通	利用者の属する世帯	生活保護を受給	0円
障がい者	利用者と配偶者	市民税が非課税	0円
		市民税所得割額が合計16万円未満	18,600円
		市民税所得割額が合計16万円以上	37,200円
障がい児	保護者の属する世帯	市民税が非課税	0円
		市民税所得割額が合計16万円未満	18,600円
		市民税所得割額が合計16万円以上	37,200円

## ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166



(2) 日常生活用具給付事業

■ 内容

障がいのある方に、日常生活をしやすくするための用具などを給付します。

種類	限度額	対象の障がい	耐用年数
● 特殊寝台	154,000円	学齢児以上の下肢・体幹機能障害2級以上、寝たきりの難病等	8年
● 特殊マット	19,600円	3歳以上の下肢・体幹機能障害1級、知的障害A、寝たきりの難病等	5年
● 特殊尿器	67,000円	学齢児以上の常時介護を要する下肢・体幹機能障害1級、自力で排尿できない難病等	5年
入浴担架	82,400円	3歳以上の常時介護を要する下肢・体幹機能障害2級以上	5年
● 体位変換器	15,000円	学齢児以上の常時介護を要する下肢・体幹機能障害2級以上、寝たきりの難病等	5年
● 移動用リフト	159,000円	3歳以上の下肢・体幹機能障害2級以上、下肢・体幹機能障害のある難病等	4年
訓練いす	33,100円	3歳以上の下肢・体幹機能障害2級以上の児童	5年
● 訓練用ベッド	159,200円	学齢児以上の下肢・体幹機能障害2級以上の児童、下肢・体幹機能障害のある難病等	8年
● 入浴補助用具	90,000円	3歳以上の入浴に介助を要する下肢・体幹機能障害、難病等	8年
● 便器(手すりなし)	4,450円	学齢児以上の下肢・体幹機能障害2級以上、常時介護を要する難病等	8年
● 便器(手すりあり)	5,400円		
T字杖・棒状の杖	3,150円	3歳以上の平衡・下肢・体幹機能障害	4年
● 移動・移乗支援用具	60,000円	3歳以上の家庭内の移動に介助を要する平衡・下肢・体幹機能障害、下肢が不自由な難病等	8年
頭部保護帽	37,852円	平衡・下肢・体幹機能障害、てんかんの発作などで頻繁に転倒する知的障害	3年
特殊便器	151,200円	学齢児以上の上肢障害2級以上、知的障害A2以上、上肢機能障害のある難病等	8年
火災警報器	15,500円	聴覚障害2級(火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯など)	8年
自動消火器	28,700円	身体障害2級以上、知的障害A、難病等(火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯など)	
電磁調理器	41,000円	18歳以上の視覚障害2級以上、知的障害A(視覚・知的障がい者のみの世帯など)	6年

しゅるい 種類	げん ど がく 限度額	たいしょう しょう 対象の障がい	たいよう 耐用 ねんすう 年数
ほ こう じ かんえんちようしんごう 歩行時間延長信号 きよう こ がたそうしん き 機用小型送信機	7,000円	さい い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 18歳以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
おくないしんごうそう ち 屋内信号装置	87,400円	さい い じよう ちようかくしょうがい きゆう ちようかくしょう しや 18歳以上の聴覚障害2級(聴覚障がい者のみ の世帯など)	ねん 10年
とうせきえき か おん き 透析液加温器	51,500円	さい い じよう とうせきりようほう おこな じんぞう き のうしょうがい きゆう い 3歳以上の透析療法を行う腎臓機能障害3級以 上	ねん 5年
ネブライザー	36,000円	さい い じよう こきゆう き き のうしょうがい きゆう い じよう どうてい 3歳以上の呼吸器機能障害3級以上または同程 度の障害、呼吸器機能障害のある難病等	ねん 5年
でん き じき きゆういん き 電気式たん吸引器	56,400円	ど しょうがい こきゆう き き のうしょうがい なんびようとう 度の障害、呼吸器機能障害のある難病等	ねん 5年
どうみやくけつちゆうさん そ ほう わ 動脈血中酸素飽和 ど そくてい き 度測定器	141,800円	じんこう こきゆう き そうちやく ひつよう なんびようとう 人工呼吸器の装着が必要な難病等	ねん 5年
さん そ うんぼんしゃ 酸素ボンベ運搬車	17,000円	さい い じよう いるよう ほけん ざいたくさん そりようほう おこな かた 18歳以上の医療保険で在宅酸素療法を行う方	ねん 10年
おんせいしきたいおんけい 音声式体温計	9,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう もうじん せ 学齢児以上の視覚障害2級以上(盲人のみの世 帯など)	ねん 5年
たいじゆうけい 体重計	18,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい じよう し き のうしょうがい きゆう い 学齢児以上の視覚障害、上肢機能障害2級以 上	ねん 6年
けいたいようかい わ ほ じよそう ち 携帯用会話補助装置	98,800円	がくれい じ い じよう ほつせい ほつ ご いちじる しょうがい 学齢児以上の発声・発語に 著しい障害のある おんせいげん ご き のうしょうがい したいふ じゆう かた 音声言語機能障害・肢体不自由な方	ねん 5年
じようほう つうしん し えんよう ぐ 情報・通信支援用具	150,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい じよう し き のうしょうがい きゆう い 学齢児以上の視覚障害、上肢機能障害2級以 上	ねん 6年
てん じ 点字ディスプレイ	383,500円	さい い じよう し かく ちようかく ちようふくしょうがい げんそく きゆう い 18歳以上の視覚と聴覚の重複障害(原則2級以 上)、点字を使用する視覚障害	ねん 6年
ひようじゆんがたてん じ き 標準型点字器	10,712円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 7年
けいたいようてん じ き 携帯用点字器	7,416円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 5年
てん じ 点字タイプライター	63,100円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 5年
ろくおんさいせい 録音再生ポータブル レコーダー	85,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
さいせいせんよう 再生専用ポータブル レコーダー	35,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
かつ じ ぶんしよよ あ そう 活字文書読み上げ装 ち 置	99,800円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
かくだいどくしよ き 拡大読書器	198,000円	がくれい じ い じよう ほんぞうち も じどう よ 学齢児以上の本装置で文字等を読めるようにな る視覚障害	ねん 8年
しよどくしき ど けい 触読式時計	10,300円	さい い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 18歳以上の視覚障害2級以上	ねん 10年
おんせいしき ど けい 音声式時計	13,300円	さい い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 18歳以上の視覚障害2級以上	ねん 10年
つうしんそう ち 通信装置	71,000円	がくれい じ い じよう ちようかくしょうがい ほつせい ほつ ご いちじる 学齢児以上の聴覚障害、発声・発語に 著しい しょうがい かた 障害のある方	ねん 5年
FAX	35,000円	がくれい じ い じよう ちようかくしょうがい ほつせい ほつ ご いちじる 学齢児以上の聴覚障害、発声・発語に 著しい しょうがい かた 障害のある方	ねん 5年
じようほうじゆんそう ち 情報受信装置	88,900円	さい い じよう ちようかくしょうがい 3歳以上の聴覚障害	ねん 6年
でんどうしきじんこうこうとう 電動式人工喉頭	72,203円	こうとうてきしゆつ おんせい き のうしょうがい 喉頭摘出した音声機能障害	ねん 5年
ふえしきじんこうこうとう 笛式人工喉頭	5,150円	こうとうてきしゆつ おんせい き のうしょうがい 喉頭摘出した音声機能障害	ねん 5年
てん じ と じよ 点字図書 の差額	いっばん と じよ 一般図書と の差額	おも てん じ じようほう にゆうしゆ し かくしょうがい 主に点字で情報を入力している視覚障害	

しゅるい 種類	げん ど がく 限度額	たいしやう しやう 対象の障がい	たいやう 耐用 ねんすう 年数
かみ 紙おむつなど	つき 月12,000円	さい い じやう こう ど はいべん はいにやう き のうしやうがい ぜん 3歳以上の高度の排便・排尿機能障害のある全 しんせいしやうがい 身性障害	
しやう か きけい 消化器系ストマ用 そうぐ 装具	つき 月8,858円	さい い じやう 3歳以上のストマ造設者	
にやうろけい 尿路系ストマ用装 ぐ 具	つき 月11,639円		
だんせい 男性用収尿器	7,931円	さい い じやう こう ど はいにやう き のうしやうがい 3歳以上の高度の排尿機能障害	ねん 1年
じよせい 女性用収尿器	8,755円		
●きやたくせいかつどうさほじよ ●居宅生活動作補助 ようぐ 用具	200,000円	がくれい じ い じやう か し たいかん き のう にゆうやう じ き い 学齡児以上の下肢・体幹機能または乳幼児期以 ぜん ひ しんこうせい のうびやうへん い どう き のうしやうがい 前の非進行性の脳病変による移動機能障害の3 きゆうい じやう とくしゅべん き とりかえ じやう ししやうがい きゆうい 級以上(特殊便器への取替は上肢障害2級以 じやう か し たいかん き のうしやうがい なんびやうとう 上)、下肢・体幹機能障害のある難病等	

※●印は介護保険サービスの利用が優先です。

## ■対象者

- ①上表「種類」の「対象の障がい」に合致する障害者手帳または特定疾患受給者証を持つ方
- ②医師の意見書により「①」と同等の障がいでも用具の必要性が認められる方

## ■手続き

① 相談・申請書の提出	なんたん ししやかいふくし か かくししよ そうだん しんせいしよ ていしゆつ 南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出して ください。 ひつやう 《必要なもの》 ◎申請書 ◎用具の購入にかかる事業者からの見積書など ◎対象者①の場合、障害者手帳または特定疾患受給者証の写し ◎紙おむつを申請する場合または対象者②の場合、医師の意見書
② 給付決定	きゆうふ か ひ けつてい し しんせいしや きゆうふ けつていつうちしよ こう 給付の可否などを決定して、市から申請者に給付決定通知書を交 付します。
③ 購入	りやうしや じぎやうしや ちゆうもん りやうしや ふたんがく はっせい ばあい じ 利用者から事業者に注文し、利用者負担額が発生した場合は、事 業者はその金額をお支払ください。

## ■利用者負担額

限度額を超えた金額は利用者負担です。

## ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

### (3) 軽・中等度難聴児支援事業

#### ■内容

難聴児の保護者に、補聴器の購入・修理費の2/3以内を助成します。

#### ■対象者

下記のすべてに該当する方

- ① 対象年度の4月1日時点で18歳未満の方
  - ② 両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で補装具費支給事業の対象とならない方
  - ③ 補聴器をつけることで、言語の習得などに効果があると医師が判断する方
- ※ 保護者の属する世帯に、市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合、この事業は利用できません。

#### ■手続き

① 相談・申請書の提出	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 申請書</li> <li>◎ 補聴器の購入・修理にかかる事業者からの見積書</li> <li>◎ 医師の意見書など</li> </ul>
② 交付決定	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>
③ 購入・修理	<p>利用者から事業者注文し、購入・修理費を事業者にお支払いください。</p>
④ 請求書の提出	<p>市社会福祉課または各支所に、請求書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 請求書（押印と振込口座の記入が必要）</li> <li>◎ 補聴器の購入・修理にかかる事業者からの領収書</li> </ul>

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (4) 聴覚障害者等通信支援事業

### ■ 内容

通信が困難な聴覚・言語障がいのある方に、FAX装置の用紙を支給します。

◎支給上限数：1世帯につき月あたりロール紙1本またはA4用紙など1包（500枚）

### ■ 対象者

① 聴覚障害2級の身体障害者手帳を持つ方

② 言語機能障害3級の身体障害者手帳を持つ方

### ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（購入用紙の品番の記入が必要）</p> <p>◎障害者手帳の写し</p>
<p>② 支給決定</p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に決定通知書を交付します。市社会福祉課または各支所に用紙を取りに来てください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎決定通知書</p>

### ■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

# 10. 医療費の支給など

## (1) 福祉医療費支給事業

### ■内容

医療保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額を給付します。

### ■対象者

後期高齢者医療被保険者以外の国民健康保険や社会保険などの加入者で、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、本人・家族の所得が一定未満であって、生活保護やひとり親家庭医療など他の制度で医療費助成を受けていない方

### ■手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 申請書</li> <li>◎ 障害者手帳の写し</li> <li>◎ 保険証の写し</li> </ul>
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書と、対象となる場合は受給者証を交付します。</p>

※ 京都府外の医療機関で受診された場合など、他に必要な手続きもあります。

※ 医療機関で受診される場合、医療機関の窓口で受給者証を提示してください。

### ■利用者負担額

保険診療の対象とならない下記の実費は利用者負担です。

◎ 予防接種・健康診断の費用・薬の容器代・文書料など

◎ 入院時の食費負担額・差額ベッド代、200床以上の病院での初診時特別料金など

※ 保険診療の対象でも、身体障害者手帳3～4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳を持つ方の通院は、1日1医療機関につき300円以内が利用者負担です。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (2) 重度心身障害老人健康管理事業

### ■ 内容

医療保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額を給付します。

### ■ 対象者

後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、本人・家族の所得が一定未満であって、生活保護やひとり親家庭医療など他の制度で医療費助成を受けていない方

### ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 申請書</li> <li>◎ 障害者手帳の写し</li> <li>◎ 保険証の写し</li> </ul>
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書と、対象となる場合は受給者証を交付します。</p>

※京都府外の医療機関で受診された場合など、他に必要な手続きもあります。

※医療機関で受診される場合、医療機関の窓口で受給者証を提示してください。

### ■ 利用者負担額

保険診療の対象とならない下記の実費は利用者負担です。

- ◎ 予防接種・健康診断の費用・薬の容器代・文書料など
- ◎ 入院時の食費負担額・差額ベッド代、200床以上の病院での初診時特別料金など

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

### (3) 自立支援医療事業

#### ■ 内容

下記の医療などを受けた場合、医療費の自己負担額の一部を給付します。

#### 《更生医療》・《育成医療》

対象の障がい	医療の例
心臓	ペースメーカー移植術、弁置換術、経皮的冠動脈形成術など
腎臓	人工透析、腎移植など
小腸	中心静脈栄養法
肢体	人工関節置換術、関節形成術など
視覚	網膜剥離術、水晶体摘出術など
聴覚	人工内耳、鼓膜剥離術など
音声・言語・そしゃく	口唇形成術、歯科矯正治療など
免疫	抗HIV療法、免疫調節療法
肝臓	肝移植など

#### 《特別対策》

対象の障がい	医療の例
呼吸器3級	在宅酸素療法
ぼうこう・直腸3級	障がいの原因となった疾患やストマ周辺の感染防止など

#### 《精神通院》

対象の障がい	医療の例
精神	精神疾患にかかる指定自立支援医療機関への通院など

#### ■ 対象者

##### 《更生医療》

18歳以上の身体障害者手帳を持つ方

##### 《育成医療》

18歳未満の身体障がいのある方

##### 《特別対策》

身体障害者手帳を持ち、呼吸器の機能障がいや在宅酸素療法を受けている方、または、ぼうこう・直腸の機能障がいとなった原因疾患やストマ周辺の感染防止などの治療を受けている方

##### 《精神通院》

精神に疾患のある方などで、通院による継続的な精神医療が必要な方



## ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 申請書</li> <li>◎ 課税情報などの照会に関する同意書</li> <li>◎ 更生医療・特別対策の場合は障害者手帳の写し</li> <li>◎ 保険証の写し（同じ医療保険に加入している方全員分）</li> <li>◎ 医師の意見書または診断書など</li> <li>◎ 個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例. 障害者手帳）など</li> </ul>
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書と、対象となる場合は受給者証を交付します。</p>

※受給者証は、受診される医療機関等の窓口で提示してください。

※受給者証の更新など、他に必要な手続きもあります。

## ■ 利用者負担額

医療費の1割は基本的に利用者負担ですが、利用者負担を軽減するため、下記のとおり所得に応じて1カ月あたりの負担上限額が定められています。

制度区分	同じ医療保険に加入している家族の所得の状況	負担上限月額
	生活保護を受給	0円
共通	本人（本人が18歳未満の場合は保護者）の収入が80万円以下または障害基礎年金1級と特別障害者手当のみ	1,250円
	上記以外	2,500円
共通	高額治療継続者	2,500円
育成医療	33,000円	5,000円
上記以外	上記以外	10,000円
共通	高額治療継続者	5,000円
育成医療	160,000円	10,000円
上記以外	上記以外	18,600円
共通	高額治療継続者	5,000円
育成医療	235,000円	10,000円
上記以外	上記以外	37,200円
共通	高額治療継続者	20,000円
	上記以外	対象外

## ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

# 11. 意思疎通の支援

## (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

### ■内容

聴覚、音声・言語障がいのある方の意思疎通を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

### ■対象者

① 聴覚、音声・言語障がいのある方

② 聴覚、音声・言語障がいのある方と意思疎通を図る必要がある方

### ■手続き

派遣希望日の5日前（土・日・祝日は除く）までに、下記により文書または口頭でお申し込みください。

申し込み内容	① 申込者の氏名・住所・電話番号 ② 派遣が必要な理由 ③ 派遣が必要な日時・場所
申し込み先	ふない聴覚言語障害センター 電話：0771-63-6447／FAX：0771-63-6448

### ■利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (2) 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業

### ■ 内容

市民などを対象に、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する研修を行います。

◎手話奉仕員：日常会話ができる程度

◎要約筆記奉仕員：話し手の話を、速く正しくわかりやすく文字にできる程度

※日程・場所などは、「お知らせなんたん」などでお知らせします。

### ■ 対象者

市内に在住または在学・在勤の15歳以上（高校生可）の方

### ■ 手続き

下記の申し込み先に電話でお申し込みください。

◎ふない聴覚言語障害センター（電話：0771-63-6447／FAX：0771-63-6448）

### ■ 受講者負担額

受講者負担はありません。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

# 12. 交通料金の助成など

## (1) 福祉タクシー等事業

### ■ 内容

外出が困難な障がいのある方に、タクシー・路線バス・デマンドバス・自家用車のガソリン代に利用できる利用券を交付します。

◎利用限度額：腎臓機能障がい 年20,000円（5月以降の申請は月1,600円）

・利用限度額：その他障がい 年10,000円（5月以降の申請は月800円）

◎利用券は下記の事業者で利用できます。

タクシー事業者	電話番号	所在地
京都タクシー亀岡支社	0120-051414	亀岡市余部町大塚24-1
新京都タクシー	0120-021090	亀岡市余部町大塚24-1
京都福祉センター	0120-825678	南丹市園部町城南町上サメ川7-1
南丹介護タクシー	0771-62-1489	南丹市園部町熊崎土井ノ内11
アンシン福祉タクシー	0771-63-2123	南丹市園部町上本町7
南丹タクシー	0120-194539	南丹市八木町八木東久保40
谷タクシー	0771-74-0029	南丹市日吉町胡麻駅前
京都みやび交通	0120-207011	南丹市美山町音海上野3
介護タクシーケア・ドライブ	0771-24-7584	亀岡市篠町山本中条24
介護タクシーあんくる	0771-25-2454	亀岡市篠町篠下北裏17-3
京都相互タクシー(京都市内のみ)	075-861-1818	京都市右京区太秦下刑部町7
阪東サービス	075-463-6612	京都市右京区龍安寺池ノ下町14-13
路線バス事業者	電話番号	利用できる路線
南丹市営バス	0771-68-0019	南丹市営バスの全線
中京交通	0771-63-0521	南丹市ぐるりんバスの全線
京阪京都交通	0771-22-3434	八田線・園篠線・園部八木線 国道線(園部駅西口～亀岡駅前間) 神吉線・原神吉線 明治国際医療大学園部シャトルバス
西日本JRバス	0771-86-1510	園福線
デマンドバス事業者	電話番号	利用できる路線
京都タクシー亀岡支社	0771-42-2163	南丹市デマンドバスの八木町内全線
南丹タクシー		
谷タクシー	0771-74-0029	南丹市デマンドバスの日吉町内全線
京都みやび交通	0771-75-1197	南丹市デマンドバスの美山町内全線
ガソリン給油事業者	電話番号	所在地
山下石油	0771-62-0322	南丹市園部町美園町7-14-5
京光石油 園部SS	0771-62-0436	南丹市園部町河原町4-29-1
飯田石油	0771-62-0125	南丹市園部町上木崎町入道31

ガソリン給油事業者	電話番号	所在地
梅松石油	0771-42-4488	南丹市八木町八木大狩代16-5
マルゼン 胡麻SS	0771-74-0914	南丹市日吉町胡麻佃2-1
猪奥米油店 カントリースクエア日吉	0771-72-3131	南丹市日吉町保野田島田21-1
猪奥米油店 丹波胡麻SS	0771-74-0001	南丹市日吉町胡麻土橋4-1
長野石油店	0771-77-0202	南丹市美山町北桜谷口11-1
大丸油業 カントリースクエア美山	0771-75-1122	南丹市美山町安掛風呂ノ元12
佐々木石油	0771-75-0076	南丹市美山町静原森ケ下11-11
下田石油店	0771-76-0126	南丹市美山町鶴ヶ岡川合新田23
大棚石油店	0771-75-0087	南丹市美山町大野森ノ上48-4

※タクシー・デマンドバスの予約は事業者に直接連絡してください。

※利用券を他人に譲ることはできません。

## ■対象者

- ①腎臓機能1・3級の身体障害者手帳を持つ方
- ②視覚・下肢・体幹・移動機能1・2級、心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能1級の身体障害者手帳、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持ち、利用者の属する世帯の市民税所得割額が合計235,000円未満の方

## ■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳の写し
②交付決定	交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書と、対象となる場合は利用券を交付します。
③サービスの利用	乗務員または店員に対象となった障害者手帳を提示したうえで、利用券を利用してください。

※申請は年度内1回限りで、利用券を紛失されても再発行はできません。

※利用券は1枚50円券です。50円未満は現金でお支払いください。

※利用券を利用できるのは交付した年度の3月31日までです。使い残しても現金との引き換えはできません。

## ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (2) 事業所等通所交通費補助金事業

### ■ 内容

障害者就労支援事業所などに通所する障がいのある方に、通所に必要な交通費の一部を助成します。

◎助成金額：月5,000円以内は全額・月5,000円を超えた分はその1/2以内

### ■ 対象者

障害者就労支援事業所などに公共交通機関を利用して通所する障がいのある方

### ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（施設長の証明印が必要）</p> <p>◎回数券の場合は領収書の写し、定期券の場合は領収書または定期券の写し</p> <p>◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）</p>
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

### (3) 自動車運転免許取得助成事業

#### ■ 内容

身体障がい者が自動車の運転免許証を取得した場合、その教習費の2/3以内を助成します。

◎助成限度額：100,000円

#### ■ 対象者

教習開始3カ月前から南丹市内に住所がある第1種普通自動車運転免許証を持つ方で、下記のいずれかの身体障害者手帳を持つ方

①聴覚機能4級以上

②平衡機能5級以上

③音声・言語・そしゃく機能4級以上

④上肢・下肢・移動機能6級以上

⑤体幹機能5級以上

⑥心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能4級以上

※上肢機能4～6級の場合、当該障がいを理由に、自動車の改造を条件とした運転免許証を持つ方のみ対象

#### ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、免許証の交付日から1カ月以内に申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎申請書</li> <li>◎障害者手帳の写し</li> <li>◎運転免許証の両面の写し</li> <li>◎教習費の領収書の写し</li> <li>◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）</li> </ul>
<p>② 交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>

#### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (4) 自動車改造助成事業

### ■内容

身体障がい者が就労など社会参加のために自動車を取得する場合、その自動車の操向装置・駆動装置などの改造費を助成します。

◎助成限度額：100,000円（両上肢機能1級の場合、協議により決定）

### ■対象者

自らが所有・運転する自動車の操向装置・駆動装置などを改造する必要がある（自動車の改造を条件とした運転免許証を持つ）方で、下記のいずれかの身体障害者手帳を持つ方

- ① 上肢機能3級以上
- ② 下肢機能4級以上
- ③ 体幹機能3級以上

### ■手続き

① 相談・申請書の提出	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎申請書</li> <li>◎障害者手帳の写し</li> <li>◎自動車車検証の写し</li> <li>◎運転免許証の両面の写し</li> <li>◎改造にかかる事業者からの見積書、改造箇所の図面など</li> </ul>
② 交付決定	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>
③ 改造	<p>利用者から事業者注文し、改造費を事業者にお支払いください。</p>
④ 請求書の提出	<p>市社会福祉課または各支所に、請求書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）</li> <li>◎改造にかかる事業者からの領収書、改造後の写真</li> </ul>

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課

電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166



# 13. 交通料金の割引など

## (1) 鉄道・路線バス・タクシー・航空

### ■ 鉄道

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通乗車券(片道101 km以上)	5割	身体障害者手帳または療育手帳を持つ人
介護者と乗車	普通乗車券・回数券 急行券(特急券・座席券除く) 定期券(本人が12歳以上)	5割	第1種身体障害者手帳または療育手帳Aを持つ人とその介護者1人
	定期券(本人が12歳未満)	5割	身体障害者手帳または療育手帳を持つ人の介護者1人

◎乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：鉄道各社

### ■ 南丹市営バス・デマンドバス

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通運賃・回数券・定期券	5割	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方とその介護者1人
介護者と乗車			

◎デマンドバスには、回数券・定期券はありません。

◎降車時・乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：南丹市地域振興課 電話：0771-68-0019 / FAX：0771-63-0653

### ■ ぐるりんバス

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通運賃・定期券	5割	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方
介護者と乗車	普通運賃・定期券	5割	第1種身体障害者手帳・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方とその介護者1人

◎ぐるりんバスには、回数券の割引はありません。

◎運賃支払時・乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：中京交通 電話：0771-63-0521

## ■その他路線バス

乗車形態	割引の内容	割引率	対象者
本人のみ	普通運賃・回数券	5割	身体障害者手帳または療育手帳を持つ方
	定期券	3割	
介護者と乗車	普通運賃・回数券	5割	第1種身体障害者手帳または療育手帳Aを持つ方とその介護者1人
	定期券	3割	

◎運賃支払時・乗車券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示でも割引適用可能です。

◎担当窓口：京都府バス協会 電話：075-691-6517

## ■タクシー

割引の内容	割引率	対象者
京都府内の全事業者のタクシー料金	1割	身体障害者手帳または療育手帳を持つ方

◎精神障害者保健福祉手帳を持つ方を対象にしている事業者もありますので、乗務員にお尋ねください。

◎乗車時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：京都陸運支局 電話：075-681-9765

タクシー各社

## ■航空

搭乗形態	割引の内容	対象者
本人のみ	国内線の航空券	身体障害者手帳または療育手帳を持つ方
介護者と搭乗		第1種身体障害者手帳または療育手帳に「航空割引／本人と介護者」の証明印のある方とその介護者1人

◎割引の内容は各事業者で異なりますので、航空各社にお尋ねください。

◎航空券購入時に障害者手帳を提示してください。

◎担当窓口：航空各社

## (2) 有料道路障害者割引制度

### ■内容・対象者

運転者	割引の内容	割引率	対象者
本人	有料道路の	5割	身体障害者手帳を持つ方（第1種・第2種とも）
介護者	通行料金		第1種身体障害者手帳または療育手帳Aを持つ方

※登録できる自動車は1台のみ（対象者・親族などが所有する自家用車）で、介護者が運転する場合は対象者が同乗していることが条件です。

### ■手続き

① 相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳とその別冊 ◎登録する自動車の車検証 ◎運転者の運転免許証
E T C利用の場合 (右のものも必要)	◎E T C車載器セットアップ申込書・証明書 ◎対象者名義（第1種身体障害者手帳・療育手帳Aを持つ未成年は親権者・後見人名義でも可）のE T Cカード
② 割引証明など	対象となる場合、手帳の別冊に割引証明を作成します。
E T C利用の場合	E T C登録完了後、対象者あてにE T C利用開始日のお知らせがあります。
③ 割引の利用	料金所で手帳と別冊の割引証明を提示してください。
E T C利用の場合	利用開始日以降に料金所のE T Cレーンを通行してください。

※E T Cを新たに利用したい場合、申請書（事業者送付用）を有料道路E T C割引登録係に郵送すれば利用できるようになります。

※有効期限の更新など他に必要な手続きもあります。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

有料道路E T C割引登録係 電話：045-477-1233

### (3) 市営自転車等駐車場

#### ■ 内容・対象者

対象施設	割引の内容	割引率	対象者
園部駅西口広場 自転車等駐車場	定期駐車料金	5割	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方
八木駅前自転車等駐車場			

#### ■ 手続き

下記の場所で、定期駐車申込時に申請書を提出してください。

#### 《園部駅西口広場自転車等駐車場》

◎園部駅西口広場自転車等駐車場管理事務所 電話:0771-68-1234

#### 《八木駅前自転車等駐車場》

◎あじさい園 電話:0771-42-5576

#### 《必要なもの》

◎申請書（押印が必要）

◎障害者手帳の写し

◎駐車料金

#### ■ 担当窓口

#### 《園部駅西口広場自転車等駐車場》

園部駅西口広場自転車等駐車場管理事務所 電話:0771-68-1234

南丹市都市計画課 電話:0771-68-0052/FAX:0771-63-0654

#### 《八木駅前自転車等駐車場》

あじさい園 電話:0771-42-5576

南丹市地域振興課 電話:0771-68-0019/FAX:0771-63-0653

## (4) 駐車禁止除外指定車標章

### ■内容

駐車禁止除外指定車標章を掲出すると、障がいのある方が運転または乗車する車両を、公安委員会が駐車禁止を指定した場所に一時的に駐車することができます。

※駐車禁止除外指定車標章は、おもいやり駐車場利用証としても利用できます。

### ■対象者

下記のいずれかの障害者手帳などを持つ方

- ①視覚4級の1以上 ②聴覚3級以上 ③平衡機能3級
- ④上肢2級の2以上 ⑤下肢4級以上 ⑥体幹3級以上
- ⑦乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能  
上肢機能2級以上（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）  
移動機能4級以上
- ⑧心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能3級以上
- ⑨免疫・肝臓機能3級以上 ⑩療育手帳A ⑪精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑫色素性乾皮症（紫外線要保護者）※昼間に限る

### ■手続き

南丹警察署に相談のうえ、申請書を提出してください。

#### 《必要なもの》

- ◎申請書（押印が必要）
  - ◎障害者手帳・戦傷病者手帳・小児慢性特定疾患児手帳のいずれかの写し
  - ◎色素性乾皮症の場合は医師の診断書
- ※対象者が申請できない場合は代理人が申請できますが、下記のものも必要です。
- ◎委任状（対象者と代理人の押印が必要）
  - ◎戸籍謄本または住民票（申請日から7日以内のもので対象者と代理人の続柄がわかるもの）

### ■担当窓口

南丹警察署 電話：0771-62-0110

## (5) おもいやり駐車場利用証

### ■内容

車いすマーク駐車場の適正な利用のため、対象者に利用証を交付します。

利用できる駐車場は、公共施設やショッピングセンターなどの出入口に近い場所に設けられています。

※駐車禁止除外指定車標章は、おもいやり駐車場利用証としても利用できます。

### ■対象者

下記のいずれかの障害者手帳などを持つ方

- ①視覚4級以上 ②聴覚3級以上 ③平衡機能5級以上
- ④上肢2級以上 ⑤下肢6級以上 ⑥体幹5級以上
- ⑦乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能  
上肢機能2級以上、移動機能6級以上
- ⑧心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能4級以上
- ⑨免疫・肝臓機能4級以上 ⑩療育手帳A ⑪精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑫特定疾患医療受給者票 ⑬小児慢性特定疾患医療受診券
- ⑭診断書などで歩行や乗降が困難と認められる方など

### ■手続き

南丹保健所に相談のうえ、申請書を提出してください。

#### 《必要なもの》

- ◎申請書
- ◎障害者手帳・特定疾患医療受給者票・小児慢性特定疾患医療受診券のいずれかの  
写し
- ◎歩行や乗降が困難で上記の手帳などが無い場合は医師の診断書など

### ■担当窓口

南丹保健所 電話：0771-62-0361／FAX：0771-63-0609

# 14. 手当・年金・共済など

## (1) 特別障害者手当

### ■内容

日常生活で常時特別の介護が必要な20歳以上の方に支給されます。

◎支給額：月27,300円（5・8・11・2月に支給）

### ■対象者

①下記ア2つ以上、②ア1つかつア以外でイ2つ以上、③肢体不自由で生活動作に特に著しい制限があるなど①②と同程度以上の障がいがある20歳以上の方

ア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.04以下</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが100db以上</li> <li>3. 両上肢の機能に著しい障がい、両上肢のすべての指を欠く、両上肢のすべての指の機能に著しい障がい</li> <li>4. 両下肢の機能に著しい障がい、両下肢を足関節以上で欠く</li> <li>5. 体幹機能に座ってられない程度または立ち上がれない程度の障がい</li> <li>6. 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が1～5と同程度以上で、日常生活の用を足せない程度</li> <li>7. 精神（知的）障がい1～6と同程度以上</li> </ol>
イ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが90db以上</li> <li>3. 平衡機能に極めて著しい障がい</li> <li>4. そしゃく機能を失った</li> <li>5. 音声または言語機能を失った</li> <li>6. 両上肢のおや指とひとさし指の機能を全廃または欠く</li> <li>7. 一上肢の機能に著しい障がい、一上肢のすべての指を欠く、一上肢のすべての指の機能を全廃</li> <li>8. 一下肢の機能を全廃、一下肢を大腿の1/2以上で欠く</li> <li>9. 体幹機能に歩けない程度の障がい</li> <li>10. 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が1～9と同程度以上で、日常生活が著しく制限される程度</li> <li>11. 精神（知的）障がい1～10と同程度以上</li> </ol>

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

◎障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホームに入所

◎病院・診療所・介護老人保健施設に継続して3カ月を超えて入院

◎対象者・配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上

■**てつづ  
手続き**

<p>① <b>相談・認定請求書の提出</b></p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎認定請求書・所得状況届・同意書（押印と振込口座の記入が必要）</p> <p>◎医師の診断書（障害者手帳の写しなどで代用できる場合あり）</p> <p>◎障害基礎年金などの受給者は、年金証書または直近の年金振込支払通知書の写し</p> <p>◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など</p>
<p>② <b>支給認定</b></p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に認定通知書を交付します。</p>

※毎年1回の現況届など、他に必要な手続きもあります。

■**たんとらまどぐち  
担当窓口**

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166



## (2) 障害児福祉手当

### ■内容

日常生活で常時の介護が必要な20歳未満の方に支給されます。

◎支給額：月14,850円（5・8・11・2月に支給）

### ■対象者

下記のいずれかに該当する20歳未満の方

1. 両眼の視力の和が0.02以下
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度
3. 両上肢の機能に著しい障がい
4. 両上肢のすべての指を欠く
5. 両下肢の用の全廃
6. 両大腿の1/2以上で欠く
7. 体幹機能に座ってられない程度の障がい
8. 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が1～7と同程度以上で、日常生活の用を足せない程度
9. 精神（知的）障がい以上で上記1～8と同程度以上
10. 身体障がい・病状または精神（知的）障がい重複する場合で、1～9と同程度以上

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

◎障がいを理由とする公的年金を受給できる

◎障害児入所施設などに入所

◎対象者・配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上

### ■手続き

<p>①相談・認定請求書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎認定請求書・所得状況届・同意書（押印と振込口座の記入が必要）</p> <p>◎医師の診断書（障害者手帳の写しなどで代用できる場合あり）</p> <p>◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など</p>
<p>②支給認定</p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に認定通知書を交付します。</p>

※毎年1回の現況届など、他に必要な手続きもあります。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

### (3) 特別児童扶養手当

#### ■内容

重度・中度の障がいのある 20歳未満の児童を養育する方に支給されます。

◎支給額：児童1人につき1級 月52,400円・2級 月34,900円（4・8・11月に支給）

#### ■対象者

下記のいずれかに該当する 20歳未満の児童を養育する方

①1級：重度の障がい（身体障害者手帳2級以上・療育手帳A程度）

②2級：中度の障がい（身体障害者手帳3級・4級の一部・療育手帳Bの一部程度）

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

◎対象者・対象児童が日本に住んでいない

◎対象児童が障がいを理由とする公的年金を受給できる

◎対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設などを除く）などに入所

◎対象者・配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上

#### ■手続き

<p>① 相談・認定請求書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎認定請求書（押印が必要）</p> <p>◎対象者と対象児童の関係がわかる戸籍謄（抄）本（省略のないもの）</p> <p>◎医師の診断書（内部障がい除く身体障害者手帳3級以上・下肢4級の一部・療育手帳Aを持つ児童は身体障害者手帳・療育手帳の写しで代用できる場合あり）</p> <p>◎口座申出書（振込口座の記入が必要）</p> <p>◎振込口座の写し（口座番号・口座名義がわかる箇所）</p> <p>◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例．障害者手帳）など</p>
<p>② 支給認定</p>	<p>京都府が支給の可否などを決定して、市から請求者に認定通知書を交付します。</p>

※毎年1回の所得状況届など、他に必要な手続きもあります。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

## (4) 児童扶養手当

### ■内容

ひとり親家庭や父・母に重度の障がいのある児童を養育する方に支給されます。

◎支給額：児童1人 月10,160～43,070円・児童2人 月15,250～53,240円

児童3人以上 1人につき月3,050～6,100円加算（奇数月（年6回）に2か月分ずつ受け取れます。）

### ■対象者

下記のいずれかに該当する18歳以下（対象年度の3月31日時点）または中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する方

①両親の離婚や父・母の死亡などによるひとり親家庭の児童

②父・母に重度の障がいのある児童

※下記のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

◎対象者・対象児童が日本に住んでいない、対象児童を里親に委託

◎対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設などを除く）などに入所

◎対象者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上

### ■手続き

①相談・認定請求書の提出	<p>南丹市子育て支援課または各支所に相談のうえ、認定請求書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎認定請求書</p> <p>◎対象者と対象児童の関係がわかる戸籍謄本（省略のないもの）</p> <p>◎年金受給者証の写し（受給者・対象児童の加算の有無がわかるもの）</p> <p>◎障がいのある場合は医師の診断書（障害者手帳の写しなどで代用できる場合あり）</p> <p>◎口座申出書（振込口座の記入が必要）</p> <p>◎振込口座の写し（口座番号・口座名義がわかる箇所）</p> <p>◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など</p>
②支給認定	<p>支給の可否などを決定して、市から請求者に認定通知書を交付します。</p>

※毎年1回の現況届など、他に必要な手続きもあります。

### ■担当窓口

南丹市子育て支援課 電話：0771-68-0017／FAX：0771-68-1166

## (5) 在宅重度身体障害者介護者激励金

### ■内容

在宅の重度身体障がい者を介護している方に支給されます。

◎支給額：年60,000円

### ■対象者

市民税非課税の世帯であって、寝たきりの状態が6カ月以上継続している20歳以上65歳未満の重度身体障がい者と同居し、常時直接介護している親族など

※下記のいずれかに該当する方は、激励金を受給できません。

◎8月1日または2月1日時点で、障がい者が施設に入所または3カ月を超えて入院

◎8月1日または2月1日時点で、障がい者・介護者が6カ月以内に南丹市に転入

### ■手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎申請書（押印と民生委員の証明が必要）</li> <li>◎課税情報などの照会に関する同意書（押印が必要）</li> <li>◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）</li> </ul>
<p>② 支給決定</p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に支給決定通知書を交付します。</p>

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (6) 未成年心身障害者年金

### ■ 内容

心身障がい<sup>しんしんしょうがい</sup>で日常生活<sup>にちじょうせいかつ</sup>に著<sup>いちじる</sup>しい制限<sup>せいげん</sup>がある未成年<sup>みせいねん</sup>の扶養者<sup>ふようしゃ</sup>に支給<sup>しきゅう</sup>されます。

◎支給額<sup>しきゅうがく</sup>：年<sup>ねん</sup>20,000円<sup>えん</sup>

### ■ 対象者

市民税非課税<sup>しみんぜいひかぜい</sup>の世帯<sup>せたい</sup>であって、4月1日時点<sup>がつにちじてん</sup>で南丹市<sup>なんたんし</sup>に3年以上<sup>ねんいじょうきよじゅう</sup>居住<sup>すま</sup>する20歳未満<sup>さいみまん</sup>の方<sup>かた</sup>のうち、下記<sup>かき</sup>のいずれか<sup>が</sup>に該当<sup>が</sup>する方<sup>かた</sup>の扶養者<sup>ふようしゃ</sup>

- ① 身体障害者手帳<sup>しんたいしょうがいしゃてちょう</sup>2級以上<sup>きゅういじょう</sup>・療育手帳<sup>りょういくてちょう</sup>・精神障害者保健福祉手帳<sup>せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう</sup>2級以上<sup>きゅういじょう</sup>を持つ方<sup>もかた</sup>
- ② 障がい<sup>しょうがい</sup>により日常生活<sup>にちじょうせいかつ</sup>を著<sup>いちじる</sup>しく制限<sup>せいげん</sup>されている方<sup>かた</sup>または介護<sup>かいご</sup>の必要<sup>ひつよう</sup>がある方<sup>かた</sup>
- ③ 特別支援学級<sup>とくべつしえんがつきゅう</sup>・特別支援学校<sup>とくべつしえんがっこう</sup>に在籍<sup>ざいせき</sup>する方<sup>かた</sup>

※①②③のいずれか<sup>が</sup>に該当<sup>が</sup>する未成年<sup>みせいねん</sup>の方<sup>かた</sup>が養護施設<sup>ようごしせつ</sup>などに入所<sup>にゅうしょ</sup>している場合<sup>ばあい</sup>、扶養者<sup>ふようしゃ</sup>が南丹市<sup>なんたんし</sup>に3年以上<sup>ねんいじょうきよじゅう</sup>居住<sup>すま</sup>していれば対象<sup>たいしょう</sup>となります。

### ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（押印が必要）</p> <p>◎課税情報などの照会に関する同意書（押印が必要）</p> <p>◎対象者「①」は障害者手帳の写し</p> <p>◎対象者「②」は医師の診断書</p> <p>◎対象者「③」は学生証など<sup>がくせいしょう</sup>在籍<sup>ざいせき</sup>を証明<sup>しょうめい</sup>できる書類<sup>しょるい</sup></p> <p>◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）</p>
<p>② 支給決定</p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に支給決定通知書を交付します。</p>

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (7) 障害基礎年金 (国民年金)

### ■ 内容

病気やけがで障がいが残った方や、障がいのある20歳以上の方に支給されます。

### ■ 要件

- ① 保険料の納付要件を満たしていること
- ② 国民年金に加入している期間、20歳未満または60歳以上65歳未満の国内に住んでいる期間に初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、はじめて医師等の診療を受けた日）があること
- ③ 下記の障害等級に該当すること

《年金の障害等級表》 ※障害者手帳の等級とは異なります。

1 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 両眼：視力の和0.04以下</li> <li>● 両耳：聴力レベル100db以上</li> <li>● 両上肢：機能に著しい障がい、すべての指を欠く（その機能に著しい障がい）</li> <li>● 両下肢：機能に著しい障がい、足関節以上で欠く</li> <li>● 体幹機能：座ってられない程度または立ち上がれない程度の障がい</li> <li>● 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が前各号と同程度以上で、日常生活の用を足せない程度</li> <li>● 精神(知的)障がい、または身体障がい</li> <li>● 病状と精神(知的)障がい重複する場合で、前各号と同程度以上</li> </ul>
2 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 両眼：視力の和0.05以上0.08以下</li> <li>● 両耳：聴力レベル90db以上</li> <li>● 平衡機能に著しい障害</li> <li>● そしゃく機能を欠く</li> <li>● 音声または言語機能に著しい障がい</li> <li>● 両上肢のおや指とひとさし指または中指を欠く（その機能に著しい障がい）</li> <li>● 一上肢：機能に著しい障がい、すべての指を欠く（その機能に著しい障がい）</li> <li>● 両下肢：すべての指を欠く</li> <li>● 一下肢：機能に著しい障がい、足関節以上で欠く</li> <li>● 体幹機能：歩けない程度の障がい</li> <li>● 身体障がいまたは長期安静が必要な病状が前各号と同程度以上で、日常生活が著しく制限される程度</li> <li>● 精神(知的)障がい、または身体障がい(病状)と精神(知的)障がい重複する場合で、前各号と同程度以上</li> </ul>

## ■ねんきんがく 年金額

### ◎しょうがいき そねんきん 障害基礎年金

きゅうねん えん きゅうねん えん がつ しきゅう  
1級 年972,240円 2級 年777,792円 (4・6・8・10・12・2月に支給)

### ◎ねんきんせいにかつしやし えんきゅうふきん 年金生活者支援給付金

こうてきねんきんなど しゅうにゆう しょうとくがく いていきじゆんがく い か ねんきんじゆきゅうしやし せいにかつ しえん  
公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するた  
めに、年金に上乗せして支給されます。

きゅうねん えん きゅうねん えん  
1級 年75,300円 2級 年60,240円

### ◎このかさん 子の加算

たいしょうしやし せいけい いじ さいいか たいしょうねん ど がつ にち じてん こ さいみまん しょう  
対象者が生計を維持する18歳以下(対象年度の3月31日時点)の子・20歳未満で障  
害等級1級または2級に該当する子がいる場合、次の額が加算されます。

こ り ねん えん にんめ ねん えん  
子1人につき 2人まで 年224,700円・3人目から 年74,900円

## ■てつぷ 手続き

### ①そうだん ねんきんさいていせいきゅうしよ ていしゆつ 相談・年金裁定請求書の提出

きょうとにしねんきんじむしょ なんたんししみんか かくししよ そうだん ちゅう ねんきんさいていせいきゅう  
京都西年金事務所または南丹市市民課・各支所に相談(注1)のうえ、年金裁定請求  
書および年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

(注1)南丹市市民課・各支所への相談は予約制です。予約の無い場合は、後日の相  
談になります。

#### ひつよう 必要なもの

せいきゅう こと  
※請求される方によって異なります

- ねんきんさいていせいきゅうしよ  
年金裁定請求書
- ねんきんせいにかつしやし えんきゅうふきんせいきゅうしよ  
年金生活者支援給付金請求書
- いし しんだんしよ  
医師の診断書
- びょうれき しゅうろうじょうきょうとうもうしたてしよ  
病歴・就労状況等申立書
- ふりこみこうざ うつ  
振込口座の写し
- マイナンバーのわかるもの など

### ②しきゅうけつてい 支給決定

にっぽんねんきんきこう しきゅう か ひ けつてい にっぽんねんきんきこう しんせいしやし ねんきんけつてい  
日本年金機構が支給の可否などを決定して、日本年金機構から申請者に年金決定  
通知書と、対象となる場合は年金証書が交付されます。

## ■たんとうまどぐち 担当窓口

きょうとにしねんきんじむしょ でんわ  
京都西年金事務所 電話:075-323-1170/FAX:075-314-8638

なんたんししみんか でんわ  
南丹市市民課 電話:0771-68-0011/FAX:0771-63-0653

※こくみんねんきん いがいのこうせいねんきん しょうがいねんきん せいど  
国民年金以外に厚生年金にも障害年金の制度があります。

たんとうまどぐち こうせいねんきん きょうとにしねんきんじむしょ でんわ  
担当窓口:厚生年金=京都西年金事務所 電話:075-323-1170

◎たんとうまどぐち きょうさいねんきんか にゆうしやし かくきょうさいくみあい  
担当窓口:なお、共済年金加入者は、各共済組合におたずねください。

## (8) ねんきんせいかつしゃしえんきゆうふきん 年金生活者支援給付金

### ■ 内容

ねんきんせいかつしゃしえんきゆうふきん こうてきねんきんなど しゆうにゆう しょとくがく いていきじゆんがく い か ねんきん  
年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金  
じゆきゆうしゃ せいかつ しえん ねんきん うわの しきゆう  
受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

しきゆうがく しょうがい き そ ねんきん きゆう かた えん げつがく  
◎支給額：障害基礎年金が1級の方：6,275円（月額）

しょうがい き そ ねんきん きゆう かた えん げつがく  
障害基礎年金が2級の方：5,020円（月額）

### ■ 対象者

しょうがい き そ ねんきん じゆきゆう かた ぜんねん しょとくがく えん ふようしんぞく かず  
障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数  
まんえん ちゆう い か かた  
×38万円（注1）」以下の方。

ちゆう どういつせいけいはいぐうしゃ さいいじょう ものまた ろうじんふようしんぞく ばあい まんえん  
（注1）同一生計偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、  
とくていふようしんぞくまた さいいじょう さいみまん ふようしんぞく ばあい まんえん  
特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

### ■ 手続き

せいきゆうしよ ① 請求書の ていしゆつ 提出	しょうがい き そ ねんきん じゆきゆう はじ かた ねんきん さいていせいきゆう てつ おこな 障害基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求手続きを行 さい う際に、あわせてねんきんせいかつしゃしえんきゆうふきん せいきゆうしよ ていしゆつ 年金生活者支援給付金の請求書を提出してください。
----------------------------------	---

### ■ 担当窓口

ねんきんダイヤル 電話：0570 - 05-1165

※050 で始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03 - 6700-1165（一般電話）

きやうとにしねんきんじむしょ 電話：075 - 323-1170  
京都西年金事務所



## (9) 心身障害者扶養共済制度

### ■内容

障がいのある方の保護者が毎月掛金を納めれば、保護者が死亡または加入日以降に重度障がいになったとき、障がいのある方の生存中に年金が支給されます。

◎掛金支払額：年齢は加入年度4月1日時点の保護者の年齢・掛金は1口の月額

年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※世帯の収入状況によっては、申請により掛金が減免される場合があります。

◎年金支給額：1口 月20,000円（障がいのある方1人につき2口まで加入可能）

※1年以上加入後に障がいのある方が保護者より先に死亡したときは弔慰金が、5年以上加入後にこの制度から脱退したときは脱退一時金が支給されます。

### ■対象者

加入年度4月1日時点で65歳未満であって、特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態にあり、下記のいずれかに該当する方を扶養する保護者

①療育手帳を持つ方

②身体障害者手帳3級以上を持つ方

③永続的な障がいとその程度が①または②と同程度の方

### ■手続き

①相談・申込書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申込書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎加入等申込書・申込者告知書（押印が必要） ◎住民票記載事項証明書（保護者と障がいのある方の分） ◎障害者手帳・年金証書など障がいを証明できる書類など
②支給決定	福祉医療機構が加入の可否などを決定して、市から申込者に決定通知書と、対象となる場合は加入証書を交付します。

※毎年1回の現況届など、他に必要な手続きもあります。

### ■担当窓口

京都府障害者支援課 電話：075-414-4599／FAX:075-414-4597

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX:0771-68-1166

# (10) 心身障害者扶養共済制度補助金事業

## ■内容

心身障害者扶養共済制度の加入者に、掛金の1/3を助成します。

◎補助対象掛金：障がいのある方1人につき1口分の掛金のみ対象

## ■対象者

心身障害者扶養共済制度に加入した障がいのある方の保護者

## ■手続き

<p>①申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課から対象者に書類を送付しますので、市社会福祉課または各支所に申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（押印が必要）</p> <p>◎掛金の領収書の写し</p> <p>◎請求書（押印と振込口座の記入が必要）</p>
<p>②交付決定</p>	<p>交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。</p>

※共済制度脱退時、扶養する障がいのある方の死亡時、南丹市からの転出時は、速やかに連絡してください。

## ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

# 15. 税金の減免など

## (1) 住民税・所得税

### ■ 住民税

下記に該当する場合、申告により所得の控除や非課税の措置が受けられます。

内容	対象者
障害者控除 1人につき所得控除26万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級を持つ方など
特別障害者控除 1人につき所得控除30万円 同居の場合は所得控除53万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方など
小規模企業共済等掛金控除 支払った掛金全額が所得控除	心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えた方
障害退職加算 退職所得控除に100万円加算	在職中に障がい者になったことを直接の原因として退職した方
前年の合計所得金額135万円以下 非課税	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方など

◎担当窓口：南丹市税務課 電話：0771-68-0004/FAX：0771-63-0653

### ■ 所得税

下記に該当する場合、申告により所得から控除することができます。

内容	対象者
障害者控除 1人につき所得控除27万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級を持つ方など
特別障害者控除 1人につき所得控除40万円 同居の場合は所得控除75万円	本人・同一生計配偶者・扶養親族が、身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方など
小規模企業共済等掛金控除 支払った掛金全額が所得控除	心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えた方
障害退職加算 退職所得控除に100万円加算	在職中に障がい者になったことを直接の原因として退職した方

◎担当窓口：園部税務署 電話：0771-62-0340

**(2) 自動車税 (環境性能割・種別割)・軽自動車税 (環境性能割・種別割)**

下記に該当する場合、障がい者1人につき1台に限り、専ら障がい者の移動に利用する自家用車などについて、申請により税金を減免できます。

内容	対象者
<b>■自動車税 (種別割)</b> グリーン化税制除き上限 45,000円減免	下記のいずれかの障害者手帳などを持つ方 ①視覚1～4級 ②聴覚2～4級 ③平衡機能3・5級 ④音声機能3級(喉頭摘出のみ) ⑤上肢1～3級 ⑥下肢1～6級 ⑦体幹1～3・5級 ⑧乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(上肢1～3級・移動機能1～6級) ⑨心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能1・3・4級 ⑩免疫・肝臓機能1～4級 ⑪療育手帳A ⑫精神障害者保健福祉手帳1級程度(精神通院の自立支援医療受給者のみ・軽自動車税は手帳1級のみ)
<b>■自動車税 (環境性能割)</b> <b>■軽自動車税 (環境性能割)</b> 課税標準額300万円に環境性能割の税率を乗じて得た額を限度として減免(例：税率2%の場合は60,000円減免)	
<b>■軽自動車税 (種別割)</b> 全額減免	

《障がい者本人・自動車などの所有(取得)者・運転者の関係》

■自動車税 (環境性能割・種別割)・軽自動車税 (環境性能割)		
障がい者本人	所有(取得)者	運転者
①生徒・学生 ②身体障害者手帳1～2級・戦傷病者手帳特別項症～第3項症・療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級程度	本人	本人・生計同一者
①・②・③以外	本人	本人・生計同一者
18歳未満		生計同一者
音声機能障がい		本人
上表の「対象者」のみの世帯の場合	本人	常時介護者
■軽自動車税 (種別割)		
障がい者本人	所有者	運転者
上表の「対象者」	本人・生計同一者	身体障がい者本人、生計同一者、または常時介護者(上表の「対象者」のみの世帯の場合)
※専ら上表の「対象者」の移動に利用するための構造をした軽自動車も、減免できる場合があります。毎年、納期限までに申請が必要です。		

◎<sup>たんとうまどぐち</sup>担当窓口

<sup>じ どうしゃぜい</sup>自動車税 (<sup>かんきょうせい</sup>環境性能割・<sup>しゅべつわり</sup>種別割)・<sup>けい じ どうしゃぜい</sup>軽自動車税 (<sup>かんきょうせい</sup>環境性能割)

= <sup>じ どうしゃぜい</sup>自動車税管理事務所 <sup>でん わ</sup>電話:075-672-6155 / FAX:075-672-2995

<sup>じ どうしゃぜい</sup>自動車税 (<sup>しゅべつわり</sup>種別割)

= <sup>なんたんこういきしんこうきょくぜい む か</sup>南丹広域振興局税務課 <sup>でん わ</sup>電話:0771-22-0330 / FAX:0771-22-0415

<sup>けい じ どうしゃぜい</sup>軽自動車税 (<sup>しゅべつわり</sup>種別割) = <sup>なんたん し ぜい む か</sup>南丹市税務課 <sup>でん わ</sup>電話:0771-68-0004 / FAX:0771-63-0653

### (3) 相続税・贈与税

#### ■ 相続税

法定相続人が障がい者の場合、通常の相続税額から下記の金額を控除できます。控除しきれない金額は扶養義務者の相続税額から控除できます。

また、心身障害者扶養共済制度の受給権は非課税です。

内容	対象者
85歳までの期間につき年10万円控除 平成26年12月31日以前の相続開始は 年6万円控除	身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級を持つ方
85歳までの期間につき年20万円控除 平成26年12月31日以前の相続開始は 年12万円控除	身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方

◎担当窓口：園部税務署 電話：0771-62-0340

#### ■ 贈与税

障がい者の生活費などのため、一定の契約により障がい者を受益者とする財産の信託があった場合、下記の金額を非課税にできます。なお、信託時には信託会社を通じて、障害者非課税信託申告書を所管の税務署長に提出しなければなりません。

また、心身障害者扶養共済制度の受給権は非課税です。

内容	対象者
信託受益権の価額のうち 3,000万円非課税	身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2～3級を持つ方で、精神に障がいのある方
信託受益権の価額のうち 6,000万円非課税	身体障害者手帳1～2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方で、精神に障がいのある方

◎担当窓口：園部税務署 電話：0771-62-0340

## (4) その他の税金

### ■個人事業税

重度の視力障がい者（両眼の視力の和0.06以下）があんま・はりなどの事業を行う場合、税金を非課税にできます。

◎担当窓口：南丹広域振興局税務室 電話：0771-22-0330／FAX：0771-24-4683

### ■ゴルフ場利用税

下記に該当する場合、申請により税金を非課税にできます。

内容	対象者
障害者手帳の提示で非課税	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を持つ方など

◎担当窓口：南丹広域振興局税務課 電話：0771-22-0330／FAX：0771-22-0415

### ■預金等の利子所得税

下記に該当する場合、申請により預金などの利子課税を非課税にできます。

内容	対象者
●預金など 元本350万円まで	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方
●国債など 額面350万円まで	

◎担当窓口：各金融機関

## 16. 通信料金の割引など

### (1) 電話番号案内料金

#### ■内容・対象者

下記のいずれかの障害者手帳などを持つ方は、事前登録することにより、NTTの電話番号案内（104）の通話料が無料になります。

- ① 視覚6級以上 ② 上肢2級以上 ③ 体幹2級以上
- ④ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能2級以上
- ⑤ 療育手帳 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑦ 戦傷病者手帳（視力：特別項症～第6項症・上肢：特別項症～第2項症）

#### ■担当窓口

NTT西日本ふれあい案内事務局 電話：0120-104174

### (2) 携帯電話料金

#### ■内容・対象者

下記のいずれかを持つ方は、基本料金などの割引を受けられる場合があります。

- ① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳

#### ■担当窓口

各携帯電話会社・取り扱い店

### (3) 福祉用電話機器レンタル料

#### ■内容・対象者

障がいのある方（障害者手帳の有無は問わない）が福祉用電話機器をレンタルする場合、使用料の割引を受けられる場合があります。

#### ■担当窓口

NTT西日本京都支店 電話：116（携帯電話からは080-0200-0116）



## (4) NHK放送受信料

### ■内容・対象者

下記に該当する世帯は、NHKの放送受信料が全額または半額免除されます。

ぜんがくめんじよ 全額免除	<p>下記のいずれかを持つ方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税</p> <p>①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳</p>
はんがくめんじよ 半額免除	<p>下記のいずれかを持つ方が世帯主で受信契約者</p> <p>①身体障害者手帳2級以上 ②視覚・聴覚の身体障害者手帳 ③療育手帳A ④精神障害者保健福祉手帳1級 ⑤戦傷病者手帳特別項症～第1款症</p>

### ■手続き

①相談・申請書の提出	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書・証明願（押印が必要） ◎障害者手帳・戦傷病者手帳</p>
	<p>市の証明印を押印した申請書とNHKあて提出用封筒をお渡しします。</p>
②免除決定	<p>免除の可否などを決定して、NHKから申請者に免除受理通知書を交付します。</p>

※住所変更時の再申請など、他に必要な手続きもあります。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

NHKふれあいセンター 電話：0570-077077／FAX：045-522-3044

(5) 郵便料金など

下記に該当する場合、郵便料金などが無料または低料金になります。

内容	料金
<b>点字郵便物</b> 点字のみで規定サイズ内のもの	3 kgまで: 無料
<b>特定録音物等郵便物</b> 日本郵便が指定した施設との間でやり取りされる盲人用録音物や点字用紙	
<b>定期刊行物の低料第三种郵便物承認</b> 事前に第三种郵便物の承認を受けた障がい者団体が発行する定期刊行物	月3回以上発行の新聞50gまで: 8円 その他50gまで: 15円
<b>点字ゆうパック</b> 大型の点字図書など	※30 kgまで 60 サイズ: 100円    80 サイズ: 210円
<b>聴覚障がい者用ゆうパック</b> 日本郵便が指定した施設と聴覚障がい者との間でやり取りされるビデオテープ	100 サイズ: 310円    120 サイズ: 410円 140 サイズ: 510円    160 サイズ: 620円 170 サイズ: 720円
<b>心身障がい者用ゆうメール</b> 日本郵便に届け出た図書館と重度の身体・知的障がい者との間で図書閲覧のためやり取りされるゆうメール	150gまで: 090円    250gまで: 107円 500gまで: 150円    01 kgまで: 175円 02 kgまで: 230円    03 kgまで: 305円
<b>青い鳥はがき</b> 身体障害者手帳1～2級・療育手帳Aを持つ方に、1人20枚はがきを無料配布(1回限り) ◎申込期間: 4月1日～5月31日(土日の場合は翌営業日) ◎配布期間: 4月20日～5月31日(土日の場合は翌営業日) ※配布期間以降に郵便局から郵送 ※配布期間以降に配達業務を行っている郵便局窓口で申し込んだ場合はその場で配布 ※申し込み時には障害者手帳の提示が必要	

◎担当窓口: 各郵便局

# 17. 災害時の対応など

## (1) 災害時要配慮者支援台帳

### ■内容

災害時に自力で避難することに不安のある方が、必要な支援を迅速に受けられるようにするため、その方の情報を事前に把握し、関係機関と市で共有します。

事前把握 する情報	氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・家族の状況・緊急連絡先 地域の支援者・身体状況・かかりつけ医・必要とする援助など
情報共有 する機関	消防署・消防団・警察署・社会福祉協議会・民生児童委員 区（自治会・地域振興会）・市役所

※把握した情報は、日常の見守りや災害時の支援などに役立っています。それ以外の目的に使用したり、他に情報を流したりすることはありません。

### ■対象者

下記のいずれかに該当する在宅の方

- ①身体障害者手帳2級以上・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ方
- ②介護保険制度で要介護3以上の認定を受けている方
- ③65歳以上のひとり暮らしの方・75歳以上のみで構成される世帯の方
- ④人工透析を受けている方
- ⑤上記のほか特に支援が必要な方

### ■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市福祉相談課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書（押印が必要）
②台帳に登録	市で内容を確認後、台帳に登録し、市から情報共有する機関に情報を提供します。

※対象者の同意があれば、家族などが代理で申請することもできます。

※登録情報変更時の変更届など、他に必要な手続きもあります。

### ■担当窓口

南丹市福祉相談課 電話：0771-68-0023 / FAX：0771-68-1166

## (2) 福祉避難所

### ■内容

災害時に一般の避難所で多くの方と一緒に避難生活を送ることが困難な方に、必要に応じて、バリアフリー化された福祉施設などを福祉避難所として開設します。

### ◎福祉避難所の協定施設

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 長生園	南丹市園部町上木崎町坪ノ内19
長生園 第2 デイサービスセンター	南丹市園部町埴生小山87-1
特別養護老人ホーム ヴィラ多国山	南丹市八木町西田早田3
特別養護老人ホーム はぎの里	南丹市日吉町胡麻萩原15
はぎの里 オアシス	南丹市園部町横田2号111-1
特別養護老人ホーム 美山やすらぎホーム	南丹市美山町島小栗栖山13
京都太陽の園	南丹市園部町横田前32
こひつじの苑	南丹市園部町横田前11
あけぼの学園 るりけい寮	南丹市園部町南八田ノ田20
あけぼの学園 八木寮	南丹市八木町八木奥山1-15
美山育成苑	南丹市美山町小淵クボ 50-1
介護老人保健施設 シミズふないの里	南丹市八木町西田山崎16
小規模多機能ホーム だんない	南丹市園部町内林町4-54
生活支援総合センター 美山こぶしの里	南丹市美山町高野素崎14-2
グループホーム一歩・三歩	南丹市美山町三埜後田4-1

### ■対象者

災害時に一般の避難所で避難生活を送ることが困難な方。

### ■手続き

施設の被災状況や空き状況などを考慮し、施設と協議のうえ開設しますので、直接施設に申し込むのではなく、必ず市に申し出て、市の指示を受けてください。

### ■担当窓口

南丹市福祉相談課 電話：0771-68-0023 / FAX：0771-68-1166

### (3) 防災行政無線

#### ■内容

住居に設置する受信機と学校などに設置する屋外スピーカーで、災害時の避難指示や平常時のお知らせなどの情報を、音声により放送します。

- ◎災害時の放送：災害に関する警報・避難指示など
- ◎平常時の放送：市役所からの情報・学校や集落からの行事の連絡など

#### ■対象者

設置申請のあった方

#### ■手続き

<b>①相談・申請書の提出</b>	南丹市危機管理対策室または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎申請書（押印が必要）
<b>②受信機の設置</b>	事前に施工業者が申請者に連絡し、日程を調整したうえで、受信機を設置します。

※市外転出時の返還届など、他に必要な手続きもあります。

#### ■利用者負担額

市内に住所のある世帯が、1世帯につき1台の受信機を設置する場合、利用者負担はありません。

市内に住所のない世帯や2台以上設置する場合、下記の費用は利用者負担です。

- ◎戸別受信機の場合：1台につき約59,000円
- ◎屋外アンテナが必要な場合：1台につき約75,000円

※設置場所の条件により金額が増減します。

※個別受信機に係る電気代などは利用者負担です。

#### ■担当窓口

南丹市危機管理対策室 電話：0771-68-0021 / FAX：0771-63-0653

## (4) ケーブルテレビ

### ■内容

一般のテレビ放送や自主放送「なんたんテレビ（11チャンネル）」のほか、文字放送やデータ放送で、災害時には避難勧告などの情報を放送します。また、BS・110度CS・4K（右旋）も基本サービスとしてご視聴いただけます。

- ◎文字放送：11チャンネルで文字により放送
- ◎データ放送：11チャンネルの画面端（L字型スペース）で文字により放送
- ◎データ放送：11チャンネルで「d」ボタンを押すと文字・音声により放送

### ■対象者

加入申請のあった方

### ■手続き

① 相談・申請書の提出	株式会社KCNなんたん・南丹市情報課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書（押印・借家の場合は所有者の承諾印が必要） ◎加入分担金（下記の利用者負担額を参照）
② 引き込み工事	事前に施工業者が申請者に連絡し、日程を調整したうえで、住居の軒先などにケーブルを引き込み、受信用機器を設置します。
③ 宅内工事	受信用機器から宅内のテレビやパソコンへの配線などは、申請者から市内の電気店などに依頼して行ってください。

※市外転出時の休止・解約申請など、他に必要な手続きもあります。

### ■利用者負担額

一般の住居の場合、下記の費用は利用者負担です。

- ◎加入分担金：ケーブルテレビ＝41,900円・インターネット＝5,230円
- ◎利用料金：ケーブルテレビ＝月1,570円・インターネット＝月3,140円
- ◎引き込み工事費・宅内工事費：住居の状況などにより異なります。

### ■担当窓口

株式会社KCNなんたん 電話：0771-63-6300／FAX：0771-63-5300  
南丹市情報課 電話：0771-68-0066／FAX：0771-63-0653

## (5) メール配信サービス

### ■内容

事前に登録いただいたメールアドレスに気象警報や地震情報などを配信するサービスです。

#### 《なんたんメール》

- ◎配信される情報：気象警報や地震情報など
- ◎空メール送信アドレス：[info.nantan-city@raidan.ktaiwork.jp](mailto:info.nantan-city@raidan.ktaiwork.jp)
- ◎送信元メールアドレス：[nanantan-city@raidan.ktaiwork.jp](mailto:nanantan-city@raidan.ktaiwork.jp)

#### 《南丹市子ども安心メール》

- ◎配信される情報：不審者や危険動物の出没など
- ◎空メール送信アドレス：[touroku.nantan-edc@raidan.ktaiwork.jp](mailto:touroku.nantan-edc@raidan.ktaiwork.jp)
- ◎送信元メールアドレス：[nanantan-edc@raidan.ktaiwork.jp](mailto:nanantan-edc@raidan.ktaiwork.jp)

### ■対象者

事前に登録した方

### ■手続き

①	登録したいスマートフォン・携帯電話・パソコンなどで、上記の空メール送信アドレスに空メールを送信してください。
②	数分後に登録用URLを記載したメールが届きますので、そのURLにアクセスし、利用規約に同意したうえで登録してください。

※迷惑メール受信拒否設定などを行っている方は、空メール送信前に送信元メールアドレスの受信許可が必要です。

※受信許可の設定方法がわからない方は、各携帯電話事業者にお尋ねください。

### ■利用者負担額

通信料金などの実費は利用者負担です。

### ■担当窓口

南丹市情報課 電話：0771-68-0066／FAX：0771-63-0653

## (6) あんしん見守りシステム

### ■内容

固定電話の回線に設置する専用装置のボタンを押すと、市が委託する「あんしんセンター」につながり、専門スタッフが緊急通報や相談にいつでも対応します。

- ◎緊急通報：通報を受けたスタッフが必要に応じて救急隊や協力員などに連絡
- ◎相談・連絡：スタッフが健康や介護などの心配ごとの相談に対応
- ◎おうかがい電話：スタッフから月1回連絡し、健康状態などを確認
- ※緊急時などの協力員（なるべく近隣の方）が2～3人必要です。

### ■対象者

下記のいずれかに該当する世帯の高齢者・障がい者で、このシステムによる見守りが必要な方

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らし
- ②65歳以上のみの世帯またはこれに18歳未満の未婚者が加わった世帯
- ③65歳以上と障がい者のみの世帯
- ④同居家族が不在になるなど見守りが必要になった世帯

### ■手続き

①相談・申請書の提出	<p>南丹市高齢福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎申請書・承諾書（民生委員の確認が必要）</li> <li>◎協力員選定・同意届（協力員の同意印または署名が必要）</li> <li>◎口座振替申込書（押印・利用料引き落とし口座の記入が必要）</li> </ul>
②利用決定	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
③装置の設置	<p>事前に施工業者が申請者に連絡し、日程を調整したうえで装置を設置します。</p>

### ■利用者負担額

生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月300円、市民税課税世帯の対象者「①」「②」「③」は月500円、対象者「④」は月1,650円が利用者負担です。

### ■担当窓口

南丹市高齢福祉課 電話：0771-68-0006／FAX：0771-68-1166



# (7) 119番FAX・メール・インターネット (Net119) 通報

## ■内容

火事や救急など緊急通報が必要な場合、消防署への通報をFAX、メールまたはインターネットなどから行うことができます。

※FAX機やスマートフォンなどの機器は対象者で用意していただきます。

## ■対象者

事前に登録した聴覚や音声・言語機能に障がいのある方など

## ■手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>○FAX・メールの場合 南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（押印が必要）</p> <p>○インターネット (Net119) の場合 最寄りの消防署へ申請書を提出してください。</p>
<p>② 登録完了</p>	<p>○FAX・メールの場合 登録完了後、消防署から申請者に登録完了通知書を交付し、通報先のFAX番号またはメールアドレスなどを通知します。</p> <p>○インターネット (Net119) の場合 登録完了後、消防署から申請者にID/パスワードが記載されたメールが届きます。</p>

## ■利用者負担額

通信料金などの実費は利用者負担です。

## ■担当窓口

京都中部広域消防組合消防指令室 電話:0771-22-9582/FAX:0771-23-4535

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## 18. 権利擁護など

### (1) 福祉サービス利用援助事業

#### ■内容

下記の手続きなどに不安のある方が、安心して地域で暮らせるようにお手伝いします。また、支援に使用する通帳や印鑑の保管もできます。

- ◎福祉サービスの情報提供・利用手続き、利用料・公共料金の支払手続きなど
- ◎郵便物の確認や日常的な金銭管理など

#### ■対象者

認知症やもの忘れ、知的障がいや精神障がいがあるなど、ひとりでは手続きに不安のある方（この制度の支援計画の内容が理解できることが必要）

#### ■手続き

①相談	専門員が相談を受け、詳しい生活状況を聞き取ります。ひとりでは不安なことについて、何をどのようにお手伝いするか確認します。
②申し込み	専門員が提示する支援計画案の説明を受けてお申し込みください。
③審査	専門員が必要書類を京都府社会福祉協議会の審査会に提出します。審査には1カ月ほどかかる場合があります。
④契約	審査会の同意後に、対象者と南丹市社会福祉協議会で契約します。
⑤支援	支援計画に基づき、生活支援員が決められた支援を行います。

#### ■利用者負担額

契約前の相談は無料ですが、契約後は下記の利用料などが必要ですが、生活保護世帯と市府民税非課税世帯の場合、利用者負担はありません。

- ◎支援計画に基づくサービス：1時間1,000円
- ◎支援に必要な移動費：10km未満200円（10kmを越えるごとに100円加算）  
または交通費の実費
- ◎金銭管理の援助に使用する通帳・印鑑・公的書類の保管料：月250円
- ◎その他の書類など（審査あり）の保管料：月250円

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話：0771-72-3020 / FAX：0771-72-3222

## (2) 成年後見制度

### ■ 内容

判断能力が十分でない方の権利を守るための制度で、本人の判断能力に応じて成年後見人・保佐人・補助人が選任され、本人に代わって財産管理や契約行為などの法律行為を行ったり取り消したりします。

制度を利用するためには家庭裁判所に申立てを行う必要があります。成年後見人などには本人の家族のほか、法律・福祉の専門家や市民後見人などの第三者や、福祉関係の公益法人などが選ばれます。

※判断能力が衰えたときに備えて、支援してもらふ内容と支援者を、あらかじめ契約で決めておく任意後見制度もあります。

### 《 成年後見制度利用支援事業 》

対象者に2親等内の親族がいないなどにより申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。この場合、基本的に市が申立て費用（申立手数料・登記手数料・連絡用郵便代・鑑定料）を負担しますが、負担能力のある方には、家庭裁判所の決定などに基づき費用を負担していただきます。

また、成年後見人などが確定した方で、生活保護を受けているなどにより成年後見人などへの報酬負担が困難な方に対し、その費用を助成します。

### ■ 対象者

認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方

※任意後見制度は契約時点で判断能力がある方

### ■ 担当窓口

南丹市権利擁護・成年後見センター 電話：0771-68-0023 / FAX：0771-68-1166

(南丹市福祉相談課内)

# 19. 資金貸付など

## (1) 暮らしの資金

### ■内容

暮らしの不安定な世帯に、経済的自立と生活意欲の促進を図るために必要な資金を貸し付けます。

◎貸付時期：夏期・年末の年2回（申請時期：7月上旬・11月下旬）

◎貸付限度額：1世帯につき1回10万円

※資金をすべて返済するまでは、暮らしの資金の再利用はできません。

### ■対象者

下記のすべてに該当する方で、返済などの計画が立てられる方

①疾病・失業・事故・災害などで暮らしが成り立たなくなる恐れがある方

②夏期・年末に緊急に資金が必要な方

③資金の貸し付けにより、その世帯の自立が見込める方

### ■手続き

<p>①相談・申請</p>	<p>南丹市社会福祉協議会各事務所に相談のうえ、申込書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申込書（実印での押印が必要）</p> <p>◎民生児童委員の意見書（民生児童委員の押印が必要）</p> <p>◎申請者の印鑑登録証明書・住民票謄本</p>
<p>②貸付決定</p>	<p>貸付の可否などを決定して、南丹市から申請者に貸付決定通知書を交付します。</p>
<p>③資金受取</p>	<p>指定日に社会福祉協議会各事務所へ貸付決定通知書と印鑑を持参のうえ、資金を受け取ってください。</p>

### ■担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話：0771-72-3020／FAX：0771-72-3222

## (2) 生活福祉資金

### ■内容

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。他の制度で資金が借りられる場合、この制度は利用できません。

◎項目ごとに条件や貸付額、返済期間などが異なります。

### ■対象者

下記のいずれかに該当する方で、返済などの計画が立てられる方

- ① 所得の少ない世帯
- ② 障がいのある方
- ③ 療養や介護が必要な高齢者がいる世帯

### ■手続き

① 相談	南丹市社会福祉協議会に相談してください。
② 申請	相談のうえ、貸付条件を満たした場合に申請できます。
③ 審査	京都府での月1回の審査会により貸付が決定されますので、相談から貸付までには一定の時間がかかります。
④ 貸付	審査会で貸付が決定されたら、再度面談のうえで借用手続きとなります。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話：0771-72-3020 / FAX：0771-72-3222

## 20. その他

### (1) 生活困窮者自立相談支援事業

#### ■内容

生活のしにくさ、生きづらさなど、困りごとの内容をお聴きし、その原因と解決策、自立に向けての方法を、相談員がご本人と一緒に考えます。

本人の自己選択と意思決定をもとに、経済的な自立のみならず日常生活や社会生活の困りごと、お悩みなど解決に向け、その方の状況に応じて目標を定めます。必要に応じて他の機関ともつながり、意欲や思いに寄り添いながら、目標達成に向けて援助します。

#### ■対象者

生活に困っている、仕事があまくいかない、家賃が払えない、社会に出るのがこわい、コミュニケーションがあまくいかないなど、生活に関する困りごとを感じ、何らかの援助を希望される方。

#### ■手続き

①相談	まずは相談を受け、詳しい生活状況を聞きとります。 窓口に来られない場合は訪問します。
②申し込み・同意	さまざまな分野の担当者とやりとりしながら支援しますので、関係機関との情報共有に同意のうえ、相談支援の申し込みをしていただきます。
③支援計画の策定	本人の状況に合わせた支援計画を、相談員とともに考えます。 支援計画は関係機関が参加する支援調整会議で共有・検討され、自立に向けて必要な制度の利用など、具体的な援助を開始します。

#### ■利用者負担額

自立相談支援の相談料は無料です。

ただし、援助の結果、利用することになったほかの制度や福祉サービスなどに関しては、決められた利用料がかかる場合があります。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話:0771-72-3020/FAX:0771-72-3222

## (2) 府営住宅の優先入居

### ■内容

府営住宅の入居者公募時に優先的に応募できる制度があります。入居が決定された場合、連帯保証人が必要となります。

### ■対象者

本人または同居する親族が下記のいずれかに該当する住宅に困窮している方

- ① 身体障害者手帳4級以上を持つ方
- ② 重度または中度の知的障がい者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を持つ方
- ④ 戦傷病者手帳第1款症以上を持つ方

### ■担当窓口

京都府障害者支援課 電話：075-414-4603／FAX:075-414-4597

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007／FAX:0771-68-1166

## (3) 郵便などによる不在者投票

### ■内容

身体に重度の障がいのある有権者は、自宅などから郵送などで投票できます。

※事前に郵便等投票証明書の交付を受けることが必要です。

### ■対象者

下記のいずれかの身体障害者手帳などを持つ方

#### ●身体障害者手帳

- ① 両下肢・体幹・移動機能 1級または2級
- ② 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能 1級または3級
- ③ 免疫・肝臓機能 1級から3級まで

#### ●戦傷病者手帳

- ① 両下肢・体幹機能 特別項症から第2項症まで
- ② 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能 特別項症から第3項症まで

#### ●介護保険の被保険者証

- ① 介護状態区分 要介護5

### ■担当窓口

南丹市選挙管理委員会（総務課） 電話:0771-68-0002／FAX:0771-63-0653

## (4) 広報誌の音声版など

### ■南丹市の広報誌など

お知らせなんたん・広報なんたん・議会だよりなんたんなどの音声版を、希望する視覚障がいのある方に無料で配布します。

また、市のホームページやケーブルテレビ自主放送「なんたんテレビ（11チャンネル）」のデータ放送（「d」ボタンを押す）でも、文字情報を音声に変換できます。

◎担当窓口：南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

### ■京都府の広報誌など

きょうと府民だよりの文字拡大版・点字版・音声版を、希望する視覚障がいのある方に無料で配布します。

また、府のホームページでも、文字情報を音声に変換できます。

◎担当窓口：京都府広報課 電話：075-414-4074／FAX：075-414-4075

## (5) 施設利用料金の減免など

公共施設の利用料金などが安くなる場合があります。くわしくは各施設におたずねください。

### 《主な公共施設》

施設名	対象者	内容	担当窓口
保育所 認定こども園	在宅障がい児・障がい者のいる世帯	保育所保育料等 減免 ※市民税所得割額に 応じて減免	なんたんしこそだしえんか 南丹市子育て支援課 でんわ 電話：0771-68-0017 FAX：0771-68-1166
なんたんしりつ 南丹市立 ぶんかほくぶつかん 文化博物館	身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳・戦傷病者 手帳を持つ方と介護者	にゅうかんりょうほんがく 入館料半額	なんたんしりつぶんかほくぶつかん 南丹市立文化博物館 でんわ 電話：0771-68-0081 FAX：0771-63-2983
なんたんしひよしちよう 南丹市日吉町 きようどしりようかん 郷土資料館	身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳・戦傷病者 手帳を持つ方と介護者	にゅうかんりょうほんがく 入館料半額	なんたんしひよしちようきようどしりようかん 南丹市日吉町郷土資料館 でんわ 電話：0771-68-0069 FAX：0771-72-1130
きょうとふりつ 京都府立 るりいせうねんし るり溪少年自 ぜんいえ 然の家	児童福祉法に規定する児童福祉 施設の入所児童 特別支援教育就学奨励事業の 対象児童生徒と付添人	しゅくはくひわりよう 宿泊費無料	きょうとふりつ 京都府立 るりいせうねんしぜんいえ るり溪少年自然の家 でんわ 電話：0771-65-0190 FAX：0771-65-0191



## 21. 事業者・関係機関

### (1) 相談支援事業者

#### ■ 計画相談支援 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
障害者生活支援センター こひつじ	0771-68-1567	0771-68-1121	南丹市園部町 本町4番地
相談事業所 こねくと	0771-86-8029	0771-86-8029	南丹市園部町 美園町7-18
アットホーム 相談支援センター園部	0771-68-1221	0771-68-1222	南丹市園部町 おやまひがしまちにしやま 小山東町西山11-2
ふない聴覚言語障害センター	0771-63-6447	0771-63-6448	南丹市園部町 かみほんまちみなみ 上本町南2-22 そのべぶんかいかん 園部文化会館 2階
てのひら	0771-72-0950	0771-72-3222	南丹市日吉町 ほのだかきうち 保野田垣ノ内11
相談支援センター ふれあいハート	0771-25-7090	0771-25-7095	亀岡市安町 かまがまえ 釜ヶ前32-1
亀岡市障害者相談支援センター お結び	0771-24-9193	0771-24-9194	亀岡市安町 かまがまえ 釜ヶ前19-1
松花苑 生活支援センター	0771-20-1262	0771-20-1246	亀岡市千代川町 たかのばやしにし 高野林西ノ畑16-19
花ノ木 医療福祉センター	0771-23-0701	0771-22-8348	亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦37-1
地域活動支援センター ”圭”	0771-25-8623	0771-25-8623	亀岡市篠町 うまほりみなみがい 馬堀南垣内41-23
相談支援事業所 はび・ねっと	0771-56-9841	0771-56-9841	かめおかしかわらまち 亀岡市河原町227
相談支援事業所 LINK'S	0771-56-8517	0771-56-8518	かめおかしおおいちよう 亀岡市大井町土田2 ちようめ 丁目11-20
相談支援センター みずほ	0771-86-0091	0771-86-0091	きょうたんぼちようわだ 京丹波町和田 おおした 大下33
相談支援センターにじ	0771-82-0126	0771-82-2206	きょうたんぼちようしゅうち 京丹波町須知 なべくら 鍋倉1-1

ちいさい こうし えん ちいきていちゃくし えん なんたん し かめおか し きょうたん ぼちよう  
**■ 地域移行支援・地域定着支援 (南丹市・亀岡市・京丹波町)**

じぎょうしゃめい 事業者名	でんわ ほんごう 電話番号	ほんごう FAX番号	しよざいち 所在地
しょうがいしゃせいかつし えん 障害者生活支援センター こひつじ	0771-68-1567	0771-68-1121	なんたん し そのべちよう 南丹市園部町 ほんまち ほんち 本町4番地
ちようかくげん ごしょうがい ふない聴覚言語障害センター	0771-63-6447	0771-63-6448	なんたん し そのべちよう 南丹市園部町 かみほんまちみなみ 上本町南2-22 そのべぶんかいかん 園部文化会館 2階
アットホーム そうだんし えん そのべ 相談支援センター園部	0771-68-1221	0771-68-1222	なんたん し そのべちよう 南丹市園部町 おやまひがしまちにしやま 小山東町西山11-2
かめおか し しょうがいしゃそうだん し えん 亀岡市障害者相談支援センター むす お結び	0771-24-9193	0771-24-9194	かめおか し やすまち 亀岡市安町 かまが まえ 釜ヶ前19-1
しょう か えん 松花苑 せいかつし えん 生活支援センター	0771-20-1262	0771-20-1246	かめおか し ちよかわちよう 亀岡市千代川町 たかのばやしにし ほと 高野林西ノ畑16-19

しょうがい じ そうだん し えん なんたん し かめおか し きょうたん ぼちよう  
**■ 障害児相談支援 (南丹市・亀岡市・京丹波町)**

じぎょうしゃめい 事業者名	でんわ ほんごう 電話番号	ほんごう FAX番号	しよざいち 所在地
しょうがいしゃせいかつし えん 障害者生活支援センター こひつじ	0771-68-1567	0771-68-1121	なんたん し そのべちよう 南丹市園部町 ほんまち ほんち 本町4番地
そうだん じぎょうしよ 相談事業所こねくと	0771-86-8029	0771-86-8029	なんたん し そのべちよう 南丹市園部町 み そのまち 美園町7-18
じどうそうだんし えん じぎょうしよ 児童相談支援事業所てのひら	0771-72-0204	0771-72-3222	なんたん し ひよしちよう 南丹市日吉町 ほのだかきのうち 保野田垣ノ内11
そうだん し えん じぎょうしよ 相談支援事業所 はび・ねっと	0771-56-9841	0771-56-9841	かめおか し かわらまち 亀岡市河原町227
しょう か えん 松花苑 せいかつし えん 生活支援センター	0771-20-1262	0771-20-1246	かめおか し ちよかわちよう 亀岡市千代川町 たかのばやしにし ほと 高野林西ノ畑16-19
はな き 花ノ木 いりようふくし 医療福祉センター	0771-23-0701	0771-22-8348	かめおか し おおい ちよう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦37-1
かめおか し しょうがいしゃそうだん し えん 亀岡市障害者相談支援センター むす お結び	0771-24-9193	0771-24-9194	かめおか し やすまち 亀岡市安町 かまが まえ 釜ヶ前19-1
そうだん し えん 相談支援センター ふれあいハート	0771-25-7090	0771-25-7095	かめおか し やすまち 亀岡市安町 かまが まえ 釜ヶ前32-1
そうだん し えん 相談支援センター みずほ	0771-86-0091	0771-86-0091	きょうたん ぼちよう わだ 京丹波町和田 おおした 大下33

(2) 障害福祉サービス提供事業者

■ 居宅介護 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター	0771-63-5320	0771-68-3550	南丹市園部町 小桜町61-5
障害者居宅介護センター こひつじ	0771-62-3363	0771-63-0689	南丹市園部町 横田前11
訪問介護事業所 ふあいと	0771-62-0077	0771-62-0076	南丹市園部町 新町16
居宅ほっとステーション 手とて	0771-68-3737	0771-63-2637	南丹市園部町 新町80
ほほえみ八木 居宅介護事業所	0771-42-5480	0771-42-4412	南丹市八木町 西田山崎17
ラポール 介護ステーション	0771-42-6501	0771-42-6905	南丹市八木町 諸畑後町14
ほほえみかぐら 居宅介護事業所	0771-72-3022	0771-72-0732	南丹市日吉町 保野田垣ノ内6-4
ヘルパーステーション あしたーる	0771-63-1458	0771-63-5751	南丹市園部町 かみきざきまちてらのした 上木崎町寺ノ下27-8
なんたん介護	070-1738-0551	020-4625-3249	南丹市日吉町 たわらのかきうち 田原殿垣内73-1
ヘルパーステーションふわりい	0771-74-5020	0771-74-5016	南丹市日吉町 かみごまつじもと 上胡麻辻ノ本17
ヘルパーステーション ふれあいハート	0771-25-7090	0771-25-7095	亀岡市安町 釜ヶ前32-1
あさがお 介護事業所	0771-25-1393	0771-55-9011	亀岡市篠町 もりしたみやたに 森下宮の谷6-46
さんあい 三愛の里 訪問介護事業所	0771-29-6628	0771-29-6628	亀岡市千歳町 ちとせしらひげ 千歳白髭17
亀岡中央ヘルパーステーション	0771-29-6517	0771-29-6581	亀岡市曾我部町 しげとしやおり 重利矢折55-3
ホームヘルプセンターなのはな	0771-20-8823	0771-20-6465	亀岡市千代川町 おがわ 小川1-7-8
ホームヘルプセンターてるてる	080-4644-1108	0771-21-9888	亀岡市河原町200-3
社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会 会ホームヘルプセンター	0771-29-2707	0771-24-0350	亀岡市余部町 樋又61-1

事業者名 じぎょうしゃめい	電話番号 でんわばんごう	FAX番号 ばんごう	所在地 しよざいち
ヘルパーステーションきずな	0771-55-9981	0771-55-6017	亀岡市追分町 八ノ坪8-1 ロイヤルハイツ亀岡203号室
クローバー・サービス 障害者居宅介護事業所 しょうがいしゃきょたくかいごじぎょうしょ	0771-88-5014	0771-88-5017	京丹波町橋爪 松山53
ホームヘルプセンター ゆめネット	0771-24-2828	0771-24-3900	亀岡市安町 釜ヶ前19-1
松花苑 ホームヘルプセンター しょうかえん	0771-20-1262	0771-20-1246	亀岡市千代川町 高野林西ノ畑16-19
ホームヘルプセンター すまいる	0771-21-9200	0771-21-9200	亀岡市大井町 並河2-4-7-202
ホームヘルプセンター ぴかピカ	0771-22-2132	0771-22-3142	亀岡市皆我部町 寺広畑29-1
ニチイケアセンター亀岡 かめおか	0771-29-1088	0771-29-1078	亀岡市篠町馬堀駅前 2丁目201-8-302
有限会社あいプランニング ゆうげんがいしゃ	0771-22-7739	0771-22-7928	亀岡市北古世町 2丁目6-1
社会福祉法人京丹波町社会福祉 協議会居宅介護事業所 しゃかいふくしほうじんきょうたんばちょうしゃかいふくし きょうぎかいきょたくかいごじぎょうしょ	0771-86-1440	0771-88-0422	京丹波町和田 田中6-1
長老苑在宅介護支援センター ちやうろうえんざいとかいごしえん していきょたくかいごじぎょうしょ	0771-84-1748	0771-84-1766	京丹波町市場 丸ヶ野8-2
訪問介護事業所 「花もみじ」 ほうもんかいごじぎょうしょ はな	0771-23-6833	0771-23-6894	亀岡市余部町 清水26-1
ホームヘルプステーションという	0771-56-8277	0771-56-8276	亀岡市安町 釜ヶ前50-1

■ 重度訪問介護 (南丹市・亀岡市・京丹波町)  
じゅうどほうもんかいご なんたんし かめおかし きょうたんばちょう

事業者名 じぎょうしゃめい	電話番号 でんわばんごう	FAX番号 ばんごう	所在地 しよざいち
公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター こうえきざいだんほうじん なんたんしふくしじんざい	0771-63-5320	0771-68-3550	南丹市園部町 小桜町61-5
障害者居宅介護センター こひつじ しょうがいしゃきょたくかいご	0771-62-3363	0771-63-0689	南丹市園部町 横田前11
訪問介護事業所 ふあいと ほうもんかいごじぎょうしょ	0771-62-0077	0771-62-0076	南丹市園部町 新町16
居宅ほっとステーション 手とて きょたく	0771-68-3737	0771-63-2637	南丹市園部町 新町80
ほほえみ八木 居宅介護事業所 きょたくかいごじぎょうしょ	0771-42-5480	0771-42-4412	南丹市八木町 西田山崎17

事業者名 じぎょうしやめい	電話番号 でんわばんごう	FAX番号 ばんごう	所在地 しよざいち
ラポール かいご 介護ステーション	0771-42-6501	0771-42-6905	なんたんしやぎちよう 南丹市八木町 もろはたごちよう 諸畑後町14
ほほえみかぐら きょたくかいごじぎょうしよ 居宅介護事業所	0771-72-3022	0771-72-0732	なんたんしひよしちよう 南丹市日吉町 ほのだかきのうち 保野田垣ノ内6-4
なんたんかいご 介護	070-1738-0551	020-4625-3249	なんたんしひよしちよう 南丹市日吉町 たわらとのかきうち 田原殿垣内73-1
ヘルパーステーションふわりい	0771-74-5020	0771-74-5016	なんたんしひよしちよう 南丹市日吉町 かみごまつじもと 上胡麻辻ノ本17
ヘルパーステーション ふれあいハート	0771-25-7090	0771-25-7095	かめおかしやすまち 亀岡市安町 かまがまえ 釜ヶ前32-1
あさがお かいごじぎょうしよ 介護事業所	0771-25-1393	0771-55-9011	かめおかししのちよう 亀岡市篠町 もりしたみやたに 森下宮の谷6-46
しゃかいふくしほうじんかめおかししゃかいふくしきょうぎ 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議 かい 会ホームヘルプセンター	0771-29-2707	0771-24-0350	かめおかしあまるべちよう 亀岡市余部町 ひまた 樋又61-1
さんあいさと 三愛の里 ほうもんかいごじぎょうしよ 訪問介護事業所	0771-29-6628	0771-29-6628	かめおかしちとせちよう 亀岡市千歳町 ちとせしらひげ 千歳白髭17
かめおかしちよう 亀岡中央ヘルパーステーション	0771-29-6517	0771-29-6581	かめおかしそがべちよう 亀岡市曾我部町 しげとしやおり 重利矢折55-3
ホームヘルプセンター すまいる	0771-21-9200	0771-21-9200	かめおかしおおいちよう 亀岡市大井町 なみかわ 並河2-4-7-202
ホームヘルプセンターなのはな	0771-20-8823	0771-20-6465	かめおかしちよかわまち 亀岡市千代川町 おがわ 小川1-7-8
ホームヘルプセンターてるてる	080-4644-1108	0771-21-9888	かめおかしかわらまち 亀岡市河原町200-3
ちやうろうえんざいたくかいごしえん 長老苑在宅介護支援センター していきょたくかいごじぎょうしよ 指定居宅介護事業所	0771-84-1748	0771-84-1766	きやうたんばちよういちば 京丹波町市場 まるがの 丸ヶ野8-2
クローバー・サービス しょうがいしゃきょたくかいごじぎょうしよ 障害者居宅介護事業所	0771-88-5014	0771-88-5017	きやうたんばちようはしづめ 京丹波町橋爪 ひのきやま 桧山53
ホームヘルプセンター ゆめネット	0771-24-2828	0771-24-3900	かめおかしやすまち 亀岡市安町 かまがまえ 釜ヶ前19-1
しょうかえん 松花苑 ホームヘルプセンター	0771-20-1262	0771-20-1246	かめおかしちよかわちよう 亀岡市千代川町 たかのばやしにしのはた 高野林西ノ畑16-19
ホームヘルプセンター ぴかピカ	0771-22-2132	0771-22-3142	かめおかしそがべちよう 亀岡市曾我部町 てらひろはた 寺広畑29-1
ニチイケアセンター亀岡 かめおか	0771-29-1088	0771-29-1078	かめおかししのちようまほりえきまえ 亀岡市篠町馬堀駅前 ちようめ 2丁目201-8-302
しゃかいふくしほうじんきやうたんばちようしゃかいふくし 社会福祉法人京丹波町社会福祉 きやうぎかいきょたくかいごじぎょうしよ 協議会居宅介護事業所	0771-86-1440	0771-88-0422	きやうたんばちようわだ 京丹波町和田 たなか 田中6-1

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
訪問介護事業所 「花もみじ」	0771-23-6833	0771-23-6894	亀岡市余部町 清水26-1
ヘルパーステーションきずな	0771-55-9981	0771-55-6017	亀岡市追分町 八ノ坪8-1 ロイヤルハイツ亀岡203号室

■ 同行援護 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター	0771-63-5320	0771-68-3550	南丹市園部町 小桜町61-5
訪問介護事業所 ふあいと	0771-62-0077	0771-62-0076	南丹市園部町 新町16
居宅ほっとステーション 手とて	0771-68-3737	0771-63-2637	南丹市園部町 新町80
ほほえみ八木 居宅介護事業所	0771-42-5480	0771-42-4412	南丹市八木町 西田山崎17
ラポール 介護ステーション	0771-42-6501	0771-42-6905	南丹市八木町 諸畑後町14
ほほえみかぐら 居宅介護事業所	0771-72-3022	0771-72-0732	南丹市日吉町 保野田垣ノ内6-4
ヘルパーステーション ふれあいハート	0771-25-7090	0771-25-7095	亀岡市安町 釜ヶ前32-1
あさがお 介護事業所	0771-25-1393	0771-55-9011	亀岡市篠町 もりしたみや 森下宮の谷6-46
ホームヘルプセンター ゆめネット	0771-24-2828	0771-24-3900	亀岡市安町 釜ヶ前19-1
松花苑 ホームヘルプセンター	0771-20-1262	0771-20-1246	亀岡市千代川町 たかのばやしにしのはた 高野林西ノ畑16-19
有限会社あいプランニング	0771-22-7739	0771-22-7928	亀岡市北古世町 2丁目6-1

こうどうえんご なんたんし かめおかし きょうたんぼちょう  
**■行動援護（南丹市・亀岡市・京丹波町）**

じぎょうしやめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しよざいち 所在地
きよたく 居宅ほっとステーション 手とて	0771-68-3737	0771-63-2637	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 しんまち 新町80
ヘルパーステーション あしたーる	0771-63-1458	0771-63-5751	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 かみさぎまちでらのした 上木崎町寺ノ下27-8
しやかいふくしほうじんかめおかし しやかいふくし きょうぎ 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議 かい 会ホームヘルプセンター	0771-29-2707	0771-24-0350	かめおかし あまるべちよう 亀岡市余部町 ひまた 樋又61-1
ホームヘルプセンター ゆめネット	0771-24-2828	0771-24-3900	かめおかし やすまち 亀岡市安町 かまがまえ 釜ヶ前19-1
ホームヘルプセンターなのはな	0771-20-8823	0771-20-6465	かめおかし ちよかわちよう 亀岡市千代川町 おがわ 小川1-7-8
しょうかえん 松花苑 ホームヘルプセンター	0771-20-1262	0771-20-1246	かめおかし ちよかわちよう 亀岡市千代川町 たかのぼやしにしのはた 高野林西ノ畑16-19
ホームヘルプセンター すまいる	0771-21-9200	0771-21-9200	かめおかし おおいちよう 亀岡市大井町 なみかわ 並河2-4-7-202

せいかつかいご なんたんし かめおかし きょうたんぼちょう  
**■生活介護（南丹市・亀岡市・京丹波町）**

じぎょうしやめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しよざいち 所在地
しょうがいしや しえん しせつ 障害者支援施設 きょうとたいよう その 京都太陽の園	0771-62-2838	0771-62-3168	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 よこたまえ 横田前32
しょうがいしや しえん しせつ 障害者支援施設 こひつじの苑	0771-62-3363	0771-63-0689	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 よこたまえ 横田前11
あしたーる こうぼう 工房	0771-63-5053	0771-63-5383	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 よこたごう 横田7号7
つうしょ しえん 通所支援センター るりけい	0771-65-0238	0771-65-0239	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 みなみはつた た 南八田ノ田18
しょうがいしや しえん しせつ 障害者支援施設 るりけい寮	0771-65-0238	0771-65-0239	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 みなみはつた た 南八田ノ田20
しぜん じゆく のうえん しぜん 塾やぎ農園	0771-86-8261	0771-68-1222	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 おやまひがしまちにしやま 小山東町西山11-2
ヒーローズJapan	080-5715-5757	0771-86-8806	なんたんし そのべちよう 南丹市園部町 ほんまち 本町62
あじさい園	0771-42-5576	0771-42-5553	なんたんし やぎちよう 南丹市八木町 やぎすぎまえ 八木杉の前44
せいかつかいご じぎょうしよ 生活介護事業所 はぴあ	0771-42-2200	0771-42-2266	なんたんし やぎちよう 南丹市八木町 おおやぶ こみぞ 大藪小溝9-1

じぎょうしやめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しよざいち 所在地
ほほえみ八木 つうしょかいごじぎょうしよ 通所介護事業所	0771-42-5480	0771-42-4412	なんたんしやぎちよう 南丹市八木町 にしだやまぎき 西田山崎17
しょうがいしやしえんしせつ 障害者支援施設 やぎりよう 八木寮	0771-42-5381	0771-42-5382	なんたんしやぎちよう 南丹市八木町 やぎおくやま 八木奥山1-15
ひより舎	0771-72-0324	0771-72-0325	なんたんしひよしちよう 南丹市日吉町 ほのだかきのうち 保野田垣ノ内5-10
あゆみ工房	0771-75-9500	0771-75-9501	なんたんしみやまちよう 南丹市美山町 あがけうえのやま 安掛上ノ山17
しょうがいしやしえんしせつ 障害者支援施設 みやまいくせいえん 美山育成苑	0771-75-1561	0771-75-1571	なんたんしみやまちよう 南丹市美山町 おぶち 小淵クボ50-1
はなのき通所	0771-23-0701	0771-22-8348	かめおかしおおいちよう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦37-1
かめおか作業所	0771-24-2596	0771-24-2597	かめおかしひえだのちよう 亀岡市葎田野町 さえきだいもん 佐伯大門30-1
だいに 第二かめおか作業所	0771-26-5434	0771-26-2173	かめおかしみやぎきちよう 亀岡市宮前町 いのくらしるやま 猪倉城山8-21
みずのき	0771-23-2101	0771-25-4634	かめおかしかわらばやしちよう 亀岡市河原林町 かわらじりしもごたん 河原尻下五丹12
ハーモニージョブズ	0771-25-2511	0771-25-8578	かめおかしおいわけちよう 亀岡市追分町 はちつば 八ノ坪18
かしのき	0771-23-0703	0771-25-4654	かめおかしおおいちよう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦16
きょうたんぼちようきようどうきぎょうじよ 京丹波町共同作業所	0771-82-2015	0771-82-0406	きょうたんぼちようしゅうち 京丹波町須知 なべくら 鍋倉11-3
デイセンターぼればれ	0771-21-2275	0771-22-7622	かめおかしほうづちよう 亀岡市保津町 かみひなし 上火無28-86
ワークスおーい	0771-23-0703	0771-25-4654	かめおかしおおいちよう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦16
たんばおうばいえん 丹波桜梅園	0771-86-0085	0771-86-0020	きょうたんぼちようちゅうだい 京丹波町中台 おうばい 桜梅37
せいかつかいごじぎょうしよ 生活介護事業所スマイル	0771-89-2600	0771-89-2601	きょうたんぼちようとみたつじ 京丹波町富田辻67



自立訓練（機能訓練・生活訓練）（南丹市・亀岡市・京丹波町）

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
ほほえみ八木 通所介護事業所	0771-42-5480	0771-42-4412	南丹市八木町 西田山崎17
ヴィレッジれん	0771-26-2122	0771-20-6621	亀岡市宮前町 猪倉町ヶ谷1-79

就労移行支援（南丹市・亀岡市・京丹波町）

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
第三かめおか作業所	0771-21-2275	0771-22-7622	亀岡市保津町 上火無28-86

就労継続支援A型（南丹市・亀岡市・京丹波町）

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
就労継続支援A・B型事業所 きのこ工場 美山木の子	0771-76-9551	0771-76-9550	南丹市美山町鶴ヶ岡 川合新田14・15
ひろきのこ	0771-20-4869	075-574-7078	亀岡市畑野町 ひろのひらい 広野平井4-100
特定非営利活動法人 障害・高齢者就労支援センター	0771-56-8517	0771-56-8518	亀岡市大井町土田2 丁目メィアス亀岡208
エムズ	0771-22-5422	0771-22-5422	亀岡市下矢田町 2丁目36番地4号
ワークスタジオ亀岡	0771-56-9399	0771-56-9398	亀岡市古世町 にしうちつぼ 西内坪9-3

就労継続支援B型（南丹市・亀岡市・京丹波町）

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
障害者支援施設 京都太陽の園	0771-62-2838	0771-62-3168	南丹市園部町 横田前32
あしたーる工房	0771-63-5053	0771-63-5383	南丹市園部町 横田7号7
園部共同作業所	0771-62-3249	0771-63-2941	南丹市園部町 上木崎町入道32
しぜん塾やぎ農園	0771-86-8261	0771-68-1222	南丹市園部町 うちばやしまちかみ 内林町上ヲサ 8-1
障害者支援施設京都太陽の園 分場（旧：園部まごころステーション）	0771-68-1122	0771-68-1121	南丹市園部町 ほんまち ほんち 本町4番地

じぎょうしゃめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しょざいち 所在地
ぐれいぶがーでん Grape garden	0771-86-8029	0771-86-9001	なんたんしそのべちよう 南丹市園部町 みそのまち 美園町7-18
ヒーローズJ a p a n	080-5715-5757	0771-86-8806	なんたんしそのべちよう 南丹市園部町 ほんまち 本町62
しろやまきょうどう さぎょうしょ 城山共同作業所	0771-42-4562	0771-42-4562	なんたんしやぎちようきはら 南丹市八木町木原 きたひがし 北東庄24-3, 24-4
あじさい園	0771-42-5576	0771-42-5553	なんたんしやぎちよう 南丹市八木町 はちすぎまえ 八木杉の前44
ひより舎	0771-72-0324	0771-72-0325	なんたんしひよしちよう 南丹市日吉町 ほのだかきうち 保野田垣ノ内5-10
あゆみ工房	0771-75-9500	0771-75-9501	なんたんしみやまちよう 南丹市美山町 あがけうえのやま 安掛上ノ山17
しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ 就労継続支援A・B型事業所 きのこ工場 美山木の子	0771-76-9551	0771-76-9550	なんたんしみやまちようつるがおか 南丹市美山町鶴ヶ岡 かわいしんでん 川合新田14・15
く暮らしランプHIYOSHI GARDEN	075-963-5267	075-963-5296	かめおかししちようのじよう 亀岡市篠町野条イカ つじみなみ ノ辻南101
けい いえ 圭の家	0771-24-6112	0771-24-6114	かめおかししちよう 亀岡市篠町 もりかみがいち 森上垣内60-3
ヴィレッジれん	0771-26-2122	0771-20-6621	かめおかしみやぎちよう 亀岡市宮前町 いのくらまちがたに 猪倉町ヶ谷1-79
ハーモニージョブズ	0771-25-2511	0771-25-8578	かめおかしおいわけちよう 亀岡市追分町 はち つぼ 八ノ坪18
かめおか作業所	0771-24-2596	0771-24-2597	かめおかしひえだのちよう 亀岡市穂田野町 さえきだいもん 佐伯大門30-1
とんとん工房	0771-20-6183	0771-24-3053	かめおかしあらつかちよう 亀岡市荒塚町 2-5-9
きょうたん ばちようきょうどう さぎょうしょ 京丹波町共同作業所	0771-82-2015	0771-82-0406	きょうたん ばちようしゅうち 京丹波町須知 なべくら 鍋倉11-3
だいさん さぎょうしょ 第三かめおか作業所	0771-21-2275	0771-22-7622	かめおかしほうづちよう 亀岡市保津町 かみひなし 上火無28-86
ワークスおーい	0771-23-0703	0771-25-4654	かめおかしおおいちよう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦16
たいようきょうどうさぎょうしょ 太陽共同作業所	0771-25-5399	0771-25-5399	かめおかしあまるべちよう 亀岡市余部町 はりのきまた 橙 又 61
エヌファーム	0771-23-0595	0771-23-0595	かめおかしひえだのちよう 亀岡市穂田野町 おくじょうにしかきうち 奥条西垣内32
ゆうゆう	050-3749-2170	050-5883-7542	かめおかしにしべついでんちよう 亀岡市西別院町 まんがんじおおどう ばんち 万願寺大堂21番地70

りょうようかいご なんだんし かめおかし きょうたんばちょう  
**療養介護 (南丹市・亀岡市・京丹波町)**

じぎょうしゃめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しよざいち 所在地
はなき 花ノ木 いりょうふくし 医療福祉センター	0771-23-0701	0771-22-8348	かめおかし おおいちょう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦37-1

たんきにゅうしょ なんだんし かめおかし きょうたんばちょう  
**短期入所 (南丹市・亀岡市・京丹波町)**

じぎょうしゃめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しよざいち 所在地
しょうがいしゃしんしせつ 障害者支援施設 きょうとたいようの園 京都太陽の園	0771-62-2838	0771-62-3168	なんだんし そのべちょう 南丹市園部町 よこたまえ 横田前32
たんきにゅうしょじぎょう 短期入所事業 こひつじ	0771-62-3363	0771-63-0689	なんだんし そのべちょう 南丹市園部町 よこたまえ 横田前11
ショートステイ るりけい寮	0771-65-0238	0771-65-0239	なんだんし そのべちょう 南丹市園部町 みなみはつた 南八田ノ田20
ショートステイ やぎりょう 八木寮	0771-42-5381	0771-42-5382	なんだんし やぎちょう 南丹市八木町 やぎおくやま 八木奥山1-15
ラポールもろはた	0771-42-6501	0771-42-6905	なんだんし やぎちょう 南丹市八木町 もろはたごちよう 諸畑後町10-1
みやまいくせいえん 美山育成苑	0771-75-1561	0771-75-1571	なんだんし みやまちょう 南丹市美山町 おぶち 小淵クボ50-1
グループホーム一歩	0771-75-9008	0771-75-9006	なんだんし みやまちょう 南丹市美山町 みつうしろだ 三楚後田4-1
だいに 第二かめおか作業所 ショートステイ	0771-26-5434	0771-26-2173	かめおかし みやぎちょう 亀岡市宮前町 いのくらしるやま 猪倉城山8-21
はなき 花ノ木 いりょうふくし 医療福祉センター	0771-23-0701	0771-22-8348	かめおかし おおいちょう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦37-1
みずのき ショートステイ	0771-23-2101	0771-25-4634	かめおかし かわらばやしちょう 亀岡市河原林町 かわらじりしもごたん 河原尻下五丹12
かしのき ショートステイ	0771-23-0703	0771-25-4654	かめおかし おおいちょう 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦16
だいさん 第三かめおか作業所 ショートステイ	0771-21-2275	0771-22-7622	かめおかし ほうづちょう 亀岡市保津町 かみひなし 上火無28-86
ショートステイ たんばおうばいえん 丹波桜梅園	0771-86-0085	0771-86-0020	きょうたんばちょうちゅうだい 京丹波町中台 おうばい 桜梅37

## ■訪問生活介護事業

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
障害者支援施設 こひつじの苑	0771-62-3363	0771-63-0689	南丹市園部町 横田前11
あゆみ工房	0771-75-9500	0771-75-9501	南丹市美山町 安掛上ノ山17

## ■共同生活援助（グループホーム）（南丹市・亀岡市・京丹波町）

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
グループホーム あけぼの荘	0771-65-0238	0771-65-0239	南丹市園部町 南八田神垣内21
グループホーム つぼみ	0771-62-1494		南丹市園部町 河原町5号1-1
ゆきちゃんの家	0771-68-1221	0771-68-1222	南丹市園部町 栄町3号32-3
グループホーム 180番地	0771-26-2122	0771-20-6621	南丹市園部町 横田7号131SAI コーポ
グループホーム すいせん	0771-43-0240	0771-43-0241	南丹市八木町 木原岬山10-11
共同生活援助ぽぼろん	0771-63-5977	0771-63-5978	南丹市園部町美園町 4号2-3
あしたーる風和里	0771-74-0198	0771-74-0198	南丹市日吉町 上胡麻竹ヶ下11-1
グループホーム 一歩	0771-75-9008	0771-75-9006	南丹市美山町 三埜後田4-1
あゆみ荘	0771-24-2828	0771-24-2828	亀岡市宮前町 猪倉城山8-18
ホームたんぽぽ	0771-24-2714	0771-24-2714	亀岡市穂田野町 佐伯大門52-1
マイライフ松花苑ウエスト	0771-23-0703	0771-25-4654	亀岡市大井町 小金岐北浦16
マイライフ松花苑イースト	0771-23-2101	0771-25-4634	亀岡市河原町 200-57
グループホーム つつじ	0771-24-2194		亀岡市東つつじヶ丘 曙台3-1-5
グループホーム亀岡 緑のおうち	0771-24-8221	0771-24-8221	亀岡市篠町 篠上中筋60-1
丹波桜梅園 みずほ寮	0771-88-0004		京丹波町和田 大下33

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
きらきらホーム	0771-56-8331	0771-56-8331	かめおかしやすまちなのがみ 亀岡市安町野々神 52-11
なごみの家 エムズ	0771-20-8964	0771-23-4447	かめおかしよかわちよう 亀岡市千代川町 おばやしにししば 小林西芝1-4

■施設入所支援 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
障害者支援施設 京都太陽の園	0771-62-2838	0771-62-3168	南丹市園部町 横田前32
障害者支援施設 こひつじの苑	0771-62-3363	0771-63-0689	南丹市園部町 横田前11
障害者支援施設 るりけい寮	0771-65-0238	0771-65-0239	南丹市園部町 南八田ノ田20
障害者支援施設 八木寮	0771-42-5381	0771-42-5382	南丹市八木町 八木奥山1-15
障害者支援施設 美山育成苑	0771-75-1561	0771-75-1571	南丹市美山町 小渕クボ 50-1
かしのき	0771-23-0703	0771-25-4654	亀岡市大井町 小金岐北浦16
みずのき	0771-23-2101	0771-25-4634	亀岡市河原林町 河原尻下五丹12
丹波桜梅園	0771-86-0085	0771-86-0020	京丹波町中台 桜梅37

■生活サポート事業 (南丹市契約事業者)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
障害者居宅介護センター こひつじ	0771-62-3363	0771-63-0689	南丹市園部町 横田前11
公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター	0771-63-5320	0771-68-3550	南丹市園部町 小桜町61-5
ぶどうの木	0771-86-8029	0771-86-8029	南丹市園部町 美園町7-18 3F
居宅ほっとステーション 手とて	0771-68-3737	0771-63-2637	南丹市園部町 新町80
ぼぼろん	0771-63-5977	0771-63-5978	南丹市園部町美園町 4号2-3

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
はびねす 地域生活支援事業所	0771-42-5870	0771-42-5870	南丹市八木町 室河原中塚町25-2
ほほえみかぐら 居宅介護事業所	0771-72-3022	0771-72-0732	南丹市日吉町 保野田垣ノ内6-4
ハーモニーケア	0771-25-2511	0771-25-8578	亀岡市西つつじヶ丘 おおよまだい 大山台1-2-13

## ■ガイドヘルパー派遣事業 (南丹市契約事業者)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
障害者居宅介護センター こひつじ	0771-62-3363	0771-63-0689	南丹市園部町 横田前11
公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター	0771-63-5320	0771-68-3550	南丹市園部町 小桜町61-5
ぶどうの木	0771-86-8029	0771-86-8029	南丹市園部町 美園町7-18 3F
居宅ほっとステーション 手とて	0771-68-3737	0771-63-2637	南丹市園部町 新町80
ほほえみ八木 居宅介護事業所	0771-42-5480	0771-42-4412	南丹市八木町 西田山崎17
はびねす 地域生活支援事業所	0771-42-5870	0771-42-5870	南丹市八木町 むらがわらなかつかちょう 室河原中塚町25-2
ほほえみかぐら 居宅介護事業所	0771-72-3022	0771-72-0732	南丹市日吉町 ほのだかきうち 保野田垣ノ内6-4
ヘルパーステーションあしたーる	0771-63-1458	0771-63-5751	南丹市園部町 かみきざきまちでらのした 上木崎町寺ノ下27-8
ヘルパーステーション ふれあいハート	0771-25-7090	0775-25-7095	亀岡市篠町 もりやまさき 森山先5-87
松花苑 ホームヘルプセンター	0771-20-1262	0771-20-1246	亀岡市千代川町 たかのばやしにしはた 高野林西ノ畑16-19
ハーモニーケア	0771-25-2511	0771-25-8578	亀岡市西つつじヶ丘 おおよまだい 大山台1-2-13
京都府視覚障害者協会 ガイドヘルプステーション	075-463-5569	075-464-5509	京都市北区 むらさきのほなぼうちょう 紫野花ノ坊町11
ケアライフ	072-844-3633	072-844-5710	枚方市三矢町 2-10

にっしゅういちじしえんじぎょう なんたんしけいやくじぎょうしゃ  
**日中一時支援事業 (南丹市契約事業者)**

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
障害者支援施設 こひつじの苑	0771-62-3363	0771-63-0689	南丹市園部町 横田前11
ぶどうの木	0771-86-8029	0771-86-8029	南丹市園部町 美園町7-18 3F
居宅ほっとステーション 手とて	0771-68-3737	0771-63-2637	南丹市園部町 新町80
ヒーローズ J a p a n	080-5715-5757	0771-86-8806	南丹市園部町 本町62
ぼぼろん	0771-63-5977	0771-63-5978	南丹市園部町美園町 4号2-3
はびねす 地域生活支援事業所	0771-42-5870	0771-42-5870	南丹市八木町 室河原中塚町25-2
放課後等デイサービスセンター るる	0771-55-9757	0771-55-9758	南丹市八木町 玉ノ井北沢23-4
かしのき ショートステイ	0771-23-0703	0771-25-4654	亀岡市大井町 小金岐北浦16
みずのき ショートステイ	0771-23-2101	0771-25-4634	亀岡市河原林町 河原尻下五丹12
ハーモニーケア	0771-25-2511	0771-25-8578	亀岡市西つつじヶ丘 おおよまだい 大山台1-2-13
ハーモニージョブズ	0771-20-4676	0771-20-4674	亀岡市追分町 はちつぼ 八ノ坪18
ちきゅうかん 地球館	0771-25-2511	0771-25-8578	亀岡市追分町 はちつぼ 八ノ坪18
ショートステイ 丹波桜梅園	0771-86-0085	0771-86-0020	京丹波町中台 おうばい 桜梅37
生活介護事業所 スマイル	0771-89-2600	0771-89-2601	京丹波町富田辻67

(3) 障害児福祉サービス提供事業者

■ 児童発達支援 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
つくし園	0771-62-2978	0771-62-2977	南丹市園部町 船岡横茶園2
花ノ木 児童発達支援センター	0771-23-0701	0771-22-8348	亀岡市千代川町 湯井巽筋22
児童発達支援 つむぎ	0771-56-8014	0771-56-8029	亀岡市大井町 土田2丁目11-20
ジョイアスリビング ウィズ	080-7251-5964	0771-21-8234	亀岡市千代川町小林 西芝15-2

■ 居宅訪問型児童発達支援 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
花ノ木児童 発達支援センター	0771-23-0701	0771-22-8348	亀岡市千代川町 湯井巽筋22

■ 保育所等訪問支援 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
つくし園	0771-62-2978	0771-62-2977	南丹市園部町 船岡横茶園2
花ノ木 児童発達支援センター	0771-23-0701	0771-22-8348	亀岡市千代川町 湯井巽筋22
ジョイアスリビング	0771-21-9303	0771-21-8234	亀岡市大井町 土田2丁目12-11

■ 医療型障害児入所 (南丹市・亀岡市・京丹波町)

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
花ノ木 医療福祉センター	0771-23-0701	0771-22-8348	亀岡市大井町 小金岐北浦37-1



ほうかごとう なんとんし かめおかし きょうたんぼちょう  
**■放課後等デイサービス (南丹市・亀岡市・京丹波町)**

じぎょうしゃめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しょざいち 所在地
ほうかごとう 放課後等デイサービス ぶどう畑	0771-86-8029	0771-86-9001	なんとんし そのべちよう 南丹市園部町 みそのまち 美園町7-18
わいらいプラス園部教室 そのべきょうしつ	0771-63-2550	0771-63-2550	なんとんし そのべちよう 南丹市園部町 みそのまち 美園町6-10
はびねすデイサービスセンター ひまわりくらぶ	0771-42-2200	0771-42-2266	なんとんし やぎちよう 南丹市八木町 おおやぶこみぞ 大藪小溝9-1
はびねすデイサービスセンター たんぼぼくらぶ	0771-43-0240	0771-43-0241	なんとんし やぎちよう 南丹市八木町 おおやぶなつめ 大藪 棘13-1
ほうかごとう 放課後等デイサービス よつば	0771-55-9757	0771-55-9758	なんとんし やぎちよう 南丹市八木町 たま いきたざわ 玉ノ井北沢23-4
すまいる	0771-21-9200	0771-21-9200	かめおかし おおいちよう 亀岡市大井町 なみかわ 並河2-4-7-202
ほうかごとう 放課後等デイサービスゆい	0771-56-8014	0771-56-8029	かめおかし おおいちようつちだ 亀岡市大井町土田 ちようめ 2丁目11-20 メティアス亀岡212
ほうかごとう 放課後等デイサービスルアナ	0771-20-6196	0771-20-6996	かめおかし しのちようもりやまさき 亀岡市篠町森山先5-1
だいさんほうかごとう 第三放課後等デイサービスセンター ふれあいハート	0771-55-9366	0771-55-9367	かめおかし やすまち 亀岡市安町 かまがまえ 釜ヶ前32-1
がくしゅううんどうひろば 学習運動広場ユリイカ	0771-25-0194	0771-25-0186	かめおかし みやけちよう 亀岡市三宅町 ちようめ 2丁目12-5
まなもり 学びの森 ほうかごとう 放課後等デイサービス	0771-29-5588	0771-29-5805	かめおかし みなみ 亀岡市南つつじヶ丘 だいばだい 大葉台2-44-9
はなのきほうかごとう はなのき放課後等デイサービス	0771-23-0701	0771-22-8348	かめおかし おおいまち 亀岡市大井町 こかなげきたうら 小金岐北浦37-1
びーいーえす P E S k y o t o b u b b y	0771-21-2005	0771-21-2006	かめおかし うちまるちよう 亀岡市内丸町44-1
びーいーえす P E S k y o t o s i s s y	0771-20-9020	0771-20-9029	かめおかし ちよかわまち 亀岡市千代川町 いまつ 今津2-2-10
ほうかごとう 放課後等デイサービス ココ はなのき	0771-23-0701	0771-22-8348	かめおかし ちよかわちよう 亀岡市千代川町 ゆいたつみすじ 湯井 巽筋22
ハーモニーケア	0771-25-2511	0771-25-8578	かめおかし にしつっじが 亀岡市西つつじヶ丘 おおやまだい 大山台1-2-13
ちきゅうかん 地球館	0771-25-2511	0771-25-2511	かめおかし おいわけちよう 亀岡市追分町 はちのつぼ 八ノ坪18
なないろ	0771-20-4178	0771-20-6807	かめおかし あまるべちようしみず 亀岡市余部町清水 やぎ 77-1 YAGIビル 2F

じぎょうしゃめい 事業者名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しょざいち 所在地
ほうかごとう 放課後等デイサービス スマイルピース	0771-89-2600	0771-89-2601	きょうたんばちょうとみたつじ 京丹波町富田辻67
ジョイアスリビング	0771-21-9303	0771-21-8234	かめおかしおおいちょう 亀岡市大井町 つちだ ちょうめ 土田2丁目12-11
ほうかごとう 放課後等デイサービス かめおか もり 亀岡うりずんの森	0771-21-8100	050-3172-6951	かめおかしみやざきちょう 亀岡市宮前町 こうざきさんどろ 神前三泥7-1
わいわいプラス園部第二教室	0771-86-8338	0771-63-2550	なんたんしそのべちょうみそのまち 南丹市園部町美園町 6-13
えれぼる E L E V A R	0771-20-9052	0771-20-9053	かめおしかわらまち 亀岡市河原町227
ジョイアスリビング ウィズ	080-7251-5964	0771-21-8234	かめおかしちよかわちょうおばやし 亀岡市千代川町小林 にししば 西芝15-2

■ **WAM NET** (福祉・保健・医療の総合情報サイト)

しょうがいふくし サービス 提供事業者や医療機関などを検索できるサイトです。

◎ホームページアドレス：<http://www.wam.go.jp/>

## (4) 市役所などの関係機関

### 行政機関など

機関名	電話番号	FAX番号	所在地
南丹市役所福祉保健部 社会福祉課	0771-68-0007	0771-68-1166	南丹市園部町 小桜町47
南丹市役所八木支所	0771-68-0022 0771-42-2300	0771-42-5616	南丹市八木町 八木東久保29-1
南丹市役所日吉支所	0771-68-0032	0771-72-1005	南丹市日吉町 保野田市野3-1
南丹市役所美山支所	0771-68-0041	0771-75-0801	南丹市美山町 島島台51
南丹市子育て発達支援センター	0771-62-3150	0771-62-3154	南丹市園部町 船岡横茶園2
京都府健康福祉部 障害者支援課	075-414-4611	075-414-4597	京都市上京区 下立売通新町西入
京都府南丹保健所 福祉課	0771-62-0361	0771-63-0609	南丹市園部町 小山東町藤ノ木21
京都府家庭支援総合センター	075-531-9600	075-531-9610	京都市東山区 清水4丁目185-1
京都府障害者・高齢者権利擁護支 援センター	075-414-4607	075-414-4597	京都市上京区 しもだちうりどおりしんまちにしている 下立売通新町西入
京都府立丹波支援学校	0771-42-5185	0771-42-5186	南丹市八木町 柴山坊田29-1
京都府精神保健福祉総合センター	075-641-1810	075-641-1819	京都市伏見区 竹田流池町120
京都西陣公共職業安定所 園部出張所	0771-62-0246	0771-62-4853	南丹市園部町 宮町71
京都障害者職業相談室	075-341-2626	075-341-2612	京都市下京区 西洞院通塩小路下
京都障害者職業センター	075-341-2666	075-341-2678	ル東油小路町803
なんたん障害者就業・生活支援 センター	0771-24-2181	0771-20-1246	亀岡市千代川町 高野林西ノ畑16-19
南丹市社会福祉協議会 本所	0771-72-3220	0771-72-3222	南丹市日吉町 保野田垣ノ内11
南丹市社会福祉協議会 園部事務所	0771-62-4125	0771-63-5606	南丹市園部町 上本町南2-22 園部文化会館 1階

機関名	電話番号	FAX番号	所在地
南丹市社会福祉協議会 八木事務所	0771-42-5480	0771-42-4412	南丹市八木町 西田山崎17
南丹市社会福祉協議会 日吉事務所	0771-72-0947	0771-72-0732	南丹市日吉町 保野田垣ノ内6-4
南丹市社会福祉協議会 美山事務所	0771-75-0020	0771-75-0829	南丹市美山町 安掛下8

## ■その他

機関名	電話番号	FAX番号	所在地
京都府身体障害者団体連合会	075-251-6454	075-251-6438	京都市中京区 竹屋町通烏丸東入
京都障害児者親の会協議会	075-702-1180	075-702-1190	京都市左京区 しもがきたののがみちよう 下鴨北野々神町26
京都精神保健福祉推進家族会連合会	075-464-3378	—	京都市右京区 花園伊町27
京都府肢体障害者協会	075-953-0302	075-953-0302	京都市南区 吉祥院西定成町35
京都府視覚障害者協会	075-462-2414	075-462-4402	京都市北区 むらさきのはなぼうちよう 紫野花ノ坊町11
京都ライトハウス	075-462-4400	075-462-4402	京都市北区 むらさきのはなぼうちよう 紫野花ノ坊町11
京都府聴覚障害者協会	075-432-7705	075-841-8433	京都市中京区 にしきょうひがしなかあいちよう 西ノ京東中合町2
京都府難聴者協会	—	—	じょうようしてらだ 城陽市寺田 はやしのくち 林ノ口11-64
ふない聴覚言語障害センター	0771-63-6447	0771-63-6448	南丹市園部町 かみほんまちみなみ 上本町南2-22 園部文化会館 2階
京都喉友会	075-801-7264	075-801-7264	京都市中京区壬生 つじちよう 辻町18-7 谷口方
京都言友会	075-841-0845	075-841-0845	京都市中京区 にしきょうひがしなかあいちよう 西ノ京東中合町2
日本オストミー協会京都府支部	075-623-7171	075-623-7171	京都市伏見区 きょうやちよう 蕎屋町50
京都府自閉症協会	075-813-5156	075-813-5157	京都市上京区丸太町 とおくりもんにしきょうやちよう 通黒門西入る蕎屋町

## (1) 障害者差別解消法

### ■ 内容

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分け隔（へだ）てられることなく、お互（たが）いに人格（じんかく）と個性（こせい）を尊重（そんちょう）しながら共に（とも）生きる社会（しゃかい）をつくることを目指（めざ）し、平成28年4月に「障害（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）に関する法律（ほうりつ）（障害者差別解消法）」が施行（せこう）されました。

なお、南丹市（なんたんし）では「南丹市障害者差別解消法ガイドライン」を策定（さくてい）しています。

### ■ 障害を理由とする差別の禁止

#### (1) 不当な差別的取り扱いの禁止

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として、正当（せいとう）な理由（りゆう）なく、サービス（ていきょう）の提供（きよひ）を拒否（せいげん）したり、制限（せいげん）したり、条件（じょうけん）を付けたりしてはいけません。（行政機関（ぎょうせいきかん）・民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）ともに禁止（きんし））

#### (2) 合理的配慮の提供

障がい（しょうがい）のある人（ひと）から何（なん）らかの配慮（はいりよ）を求められた場合（ばあい）には、負担（ふたん）になり過ぎ（す）ない範囲（はんい）で、社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）を取り除（のぞ）くために必要（ひつよう）で合理的（ごうりてき）な配慮（はいりよ）を行う（おこな）うことが求められます。（行政機関（ぎょうせいきかん）は義務（ぎむ）・民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）は努力義務（どりよくぎむ））

※令和3年5月に改正法（かいせいほう）が成立（せいりつ）したことにより、同年6月4日（どうねん がつ か こうふび）の公布（ききん）日から起算（きさん）して3年以内（ねんい ない）に施行（せこう）された後は、民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）も義務（ぎむ）化（か）されます。

### ■ 担当窓口

#### (障害者差別解消法に関すること)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

電話：03-5253-2111/FAX：03-3581-0902

#### (南丹市障害者差別解消法ガイドラインに関すること)

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166

※障害者差別解消法の政府広報リーフレットや南丹市障害者差別解消法ガイドラインは、南丹市ホームページからダウンロードできます。

⇒南丹市ホームページ <http://www.city.nantan.kyoto.jp>

## (2) 障害者虐待防止法

### ■ 内容

くに ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃふくししせつとうじゅうじしやおよ しょう しゃ こよう じぎょうぬし  
国、地方公共団体、障害者福祉施設等従事者及び障がい者を雇用する事業主など  
しょうがいしゃぎやくたい ぼうし せきむ か ぎやくたい う おも しょう  
に障害者虐待の防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい  
しゃ はっけん かた つうほう ぎ む か へいせい ねん がつ しょうがいしゃぎやくたい ぼうし  
者を発見した方に通報の義務を課すため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、  
しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう せこう  
障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されまし  
た。

しょう ひと ようごしゃ ふくししせつとう しょくいん かいしゃ じぎょうぬし ぎやくたい  
障がいのある人が養護者や福祉施設等の職員、会社の事業主などに虐待されてい  
ることに気付いた方は、下記担当窓口へ通報をお願いします。

### ■ 法が定義する障害者虐待とは

ようごしゃ しょうがいしゃぎやくたい しょうがいしゃふくししせつじゅうじしやとう しょうがいしゃぎやくたい  
①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③  
しょうしゃ しょうがいしゃぎやくたい さ  
使用者による障害者虐待の3つを指します。

### ■ 法が定義する障害者虐待の類型

しんたいてきぎやくたい ほうき ほうち しんりてきぎやくたい せいてきぎやくたい けいざいてきぎやくたい  
①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ  
があります。

### ■ 担当窓口

なんたん ししゃかいふくしか でんわ  
南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166  
きょうとふしょうがいしゃ こうれいしゃけんりようごしえん  
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター  
でんわ  
電話：075-414-4607/FAX：075-414-4597



◎冊子名：障がい者福祉のあんない版

◎発行：令和4年4月（平成28年4月初版）

◎監修：南丹市地域自立支援協議会

◎発行者：南丹市福祉保健部社会福祉課

所在地 〒622-8651

京都府南丹市園部町小桜町47番地

電話 0771-68-0007

FAX 0771-68-1166

メール [s-fukushi@city.nantan.lg.jp](mailto:s-fukushi@city.nantan.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.nantan.kyoto.jp>

